

だきたいと思います。

○戸井田委員 ゼひお願ひしたいと思います。

政務官、どうぞ、これで。ありがとうございます。

それでは、本題の方に戻らせていただきます。

最近、新聞等を見ておりますと、さまざまな事

件等が出ておりますけれども、きょうの新聞で

も、三面記事の中に四件、子供の事件、事故の

ニュースが出ておりました。挙げてみると

も、何が、どこに、どうあつたのかと挙げてみて

も、その件にすべて挙げられるほどじゃない、ま

だまだたくさん、日々起きた子供に関する事件、

事故が多かったと思うんですね。

私自身も、自分の子供が三人おりますけれども、その件にすべて挙げられるほどじゃない、ま

だまだたくさん、日々起きた子供に関する事件、

事故が多かったと思うんですね。

私自身も、自分の子供が三人おりますけれども、かつて二人ほどが生死を分かつような事故に遭ったことがありました。国会において、毎日姫路とこっちを、夜は姫路に帰つて子供の看病をしてという、そんな生活をしたこともあります。自分自身の子供がそうなったときとそういうのを考えたら、今さまざまな事件に遭つたそういう子供の親御さんの気持ちを考えたら、本当に身につまされる思いがあるわけあります。

しかし、そんな中で、犯罪というふうにとらえていたときには、その犯罪の発生件数というのではなくつているんだというような話を新聞等でも見たことがあります。今、子供が被害者となる殺人事件の推移、その辺の全体像をちょっとお聞かせいただけたらありがたいなと思っております。生活安全局長、よろしくお願ひします。

○竹花政府参考人 お答え申し上げます。

十三歳未満の子供を被害者といたします殺人事件につきましては、十年前の平成八年は百件起つております。このうち、既遂が八十二件を占めております。昨年は百五件、既遂は七十三件という状況にございます。

この十年の間に殺人事件が最も多かったのは、平成十年でございまして百二十一件、これは、うち既遂が百件に上つております。少なかつたのは、平成十一年の八十七件、これは既遂が七十二

件というふうになつてゐる状況でございます。

○戸井田委員 ありがとうございました。

それとまた、特にそういう子供を対象にした事

件、子供が被害者となつてゐる殺人事件の傾向、

ニーズが出ておりました。挙げてみると

も、その件にすべて挙げられるほどじゃない、ま

だまだたくさん、日々起きた子供に関する事件、

事故が多かったと思うんですね。

最近の子供を被害者とする事件は、世間に非常に大きな不安を呼び起こしているというふうに考

えています。

子供に何の落ち度もないのに身勝手な欲望や理

解を超えた特異な動機で命を奪う、そういう事件

が相次いでおりまして、だれが、いつ、どこで被

害に遭うかわからない不安を呼び起こしていると

いうのが最近の情勢の大きな特徴ではないかとい

うふうに思つております。

子供に向けられた事件といたしましてみると、例えば奈良の小学生誘拐殺人事件のような、いわゆるロリコ

ンものを背景にいたしましたわいせつ目的の殺人

事件もござりますれば、池田小学校事件のよう

に、社会への恨みといいますか、そうしたものがあ

ります。

子供たちが犯罪に巻き込まれる事件が多発する

社会的背景としては、さまざまな要因が考えられ

ますが、一つには、核家族化の進行のため、地域

社会の子供を守る機能が低下してきたこと。昔は

おじいちゃん、おばあちゃん、みんな一緒にい

て、子供が学校へ行く場合、手のすいているおじ

いちゃんやおばあちゃんが見送るとか迎えるま

で、友達などを殺す事件もあるわけでございま

す。

こういう事件が最近目立つておりますけれど

も、これらの事件を見ますと、この被疑者にのみ

固有の事情がある、もうこれきりだというふう

には受けとめられないような、今後も同種の事件

が起こり得るというような思いを抱かせるところ

対策が講じられております。警察の方ではこうい

う事件に対するどういうふうな対策を考えておら

れるのか、その辺のところを国家公安委員長にお

聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいた

します。

○答掛国務大臣 お答えいたします。

最初に、対策の前に、この社会的な背景、子供

がこういう事件に巻き込まれる社会的背景を少し

考え、それを踏まえて対策を申し上げたいとい

うふうに思います。

子供が殺害されるまことに痛ましい事件が相次

いで発生し、国民に大きな不安感を与えていると

ころであります。警察においても、関係省庁及び

関係機関と連携しながら、児童の安全を確保し、

国民の不安感を払拭するための諸対策を推進し、

子供の被害防止に全力を尽くしているところであ

ります。

子供たちが犯罪に巻き込まれる事件が多発する

社会的背景としては、さまざまな要因が考えられ

ますが、一つには、核家族化の進行のため、地域

社会の子供を守る機能が低下してきたこと。昔は

おじいちゃん、おばあちゃん、みんな一緒にい

て、子供が学校へ行く場合、手のすいているおじ

いちゃんやおばあちゃんが見送るとか迎えるま

で、友達などを殺す事件もあるわけでございま

す。

さらには、外国人と共生する社会づくりが十分

になされていないこと。国際化ということは、欠

かせない大事なことでございますが、それに伴つ

て、たくさんの外国人が日本に入つてくる。そつ

うそれぞれの国文化また規範的な意識が違つ

うなになつていて、それが想い出されれます。

さて、これらを踏まえて、子供たちを犯罪から

守るために、子供の安全を社会全体で守る、そ

ういう凶悪な犯罪に走つていくというようなこともござ

ります。

あの方はおかしいなというようなことが昔はよく

わかつたんですけれども、隣の人もよくわからな

い状態ですと、そういうことがなかなかわかりにくく。やはり、公共的あるいは広域的な、そういう

安全、安心を守る機能が低下してきているこ

と。

さらに、物質的に豊かになり、情報のあふれる

中で、多様な価値観が生まれて、規範意識が低下

してきていること。

また、情報化社会の進展により、児童性愛者が

自己の欲望を肥大化することが容易になつたり、

社会的不満が助長されやすくなつてきてきているこ

と。

さらには、外国人と共生する社会づくりが十分

になされていないこと。国際化ということは、欠

かせない大事なことでございますが、それに伴つ

て、たくさんの外国人が日本に入つてくる。そつ

うそれぞれの国文化また規範的な意識が違つ

うなになつていて、それが想い出されれます。

さて、これらを踏まえて、子供たちを犯罪から

守るために、子供の安全を社会全体で守る、そ

ういう凶悪な犯罪に走つていくというようなこともござ

ります。

具体的には、警察といたしましては、幼い命を

奪つた卑劣な犯人を全力を挙げて検挙して、刑罰

を科する。検挙にまさる防犯はないと言われます

が、今もやはりそういうことが大切だなというふ

うに思います。

さらに、プライバシー意識の過度の高まりによ

り、地域社会の公共的機能が薄れたこと。プライ

バシーを大切にしていくこと、これは当然でござ

ります。

ささらに、プライバシー意識の過度の高まりによ

り、地域社会の公共的機能が薄れたこと。プライ

バシーを大切にしていくこと、これは当然でござ

ります。

そのほか、子供の教育、家庭あるいは社会のあ

まり何といつても、自助、自分で安全を守つて

いく、防犯ベルなんかは大変効果的で、昨日もそ

い状態ですと、そういうことがなかなかわかりにくく。やはり、公共的あるいは広域的な、そういう

安全、安心を守る機能が低下してきているこ

と。

さらに、物質的に豊かになり、情報のあふれる

中で、多様な価値観が生まれて、規範意識が低下

してきていること。

また、情報化社会の進展により、児童性愛者が

自己の欲望を肥大化することが容易になつたり、

社会的不満が助長されやすくなつてきてきているこ

と。

さらには、外国人と共生する社会づくりが十分

になされていないこと。国際化ということは、欠

かせない大事なことでございますが、それに伴つ

て、たくさんの外国人が日本に入つてくる。そつ

うそれぞれの国文化また規範的な意識が違つ

うなになつていて、それが想い出されれます。

さて、これらを踏まえて、子供たちを犯罪から

守るために、子供の安全を社会全体で守る、そ

ういう凶悪な犯罪に走つていくというようなこともござ

ります。

具体的には、警察といたしましては、幼い命を

奪つた卑劣な犯人を全力を挙げて検挙して、刑罰

を科する。検挙にまさる防犯はないと言われます

が、今もやはりそういうことが大切だなというふ

うに思います。

そのほか、子供の教育、家庭あるいは社会のあ

まり何といつても、自助、自分で安全を守つて

いく、防犯ベルなんかは大変効果的で、昨日もそ

い状態ですと、そういうことがなかなかわかりにくく。やはり、公共的あるいは広域的な、そういう

安全、安心を守る機能が低下してきているこ

と。

さらに、物質的に豊かになり、情報のあふれる

中で、多様な価値観が生まれて、規範意識が低下

してきていること。

また、情報化社会の進展により、児童性愛者が

ところを子供が認識しながら、また、それを学校で教えていく、そういう自助がございますし、さらに、それを助けていくために、いわゆる通学路においては防犯ボランティアなどが、あるいはまた学校で、自分を守るいろいろなことを教えております。

私も先日、そういうところに参加いたしましたけれども、やはり子供は素直にそういうものをよく身につけていますので、そういう形で自助。そして、隣近所のかわりには、今、防犯ボランティアなどができるおりまして、そういうものを、さらに公助として警察やもっと大きな公権力をそれを守っていく、そういうことがぜひ必要だと思います。

私は、特に昨年一年間で、いわゆる防犯ボランティアが一万から二万まであります。全国で小学校区は二万三千ございますから、ほぼ全国の小学校区的なところには防犯ボランティアができるいるというふうになります。それが、いろいろな形で、地域の安全、安心を守つていくために大きな力を發揮しつつあるなというふうに思つてますが、何はともあれ、国民みんなで治安、安心、安全を守つていくという心構え、そういう中において、弱い立場にある子供をまず優先的に守つていく、そういうようなことが非常に大切だと思っております。

○戸井田委員　どうもありがとうございました。

確かに、検挙率を上げていくことは安心感につながることであるとは思いますが、しかし、目立ちはしませんけれども、予防というか防止、そこにつながる対策というものが非常に重要だというふうに思つております。

それは、それぞれの子供を持つ親、またはその地域に住んでおられる方々が、おかしな思想などを警察に連絡する、交番に駆け込む、そんなときには、やはり子を持つ親の立場、また不安に思つて子供の立場、その立場にそれぞれ現場の警察官の方々が立つていただいて、それに迅速に、そしてまた親切に対応していただく、そんな

こともまた重要なことだと思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、きょうは、外務省から梅田参事官、そして中根軍縮不拡散・科学部長に来ていただきております。

実は、私も、時期的にどうしても今このときに確認をしておきたいということで質問をさせていただくわけですねけれども、化学兵器禁止条約について、基本的なことをお聞きしてみたいと思っております。

まず、定義に、遺棄化學兵器とは、「一九二五年一月一日以後にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器をいう。」とあります。

この定義の中には、遺棄化學兵器がいずれかの国か他の國のものか、所有権に関して、直接的表現は記されていませんが、同意を得ることなく遺棄した化学兵器を遺棄化學兵器と定義されています。

となると、手元にお配りしました引き継ぎ書にあります日本側と中国側の授受者の署名、捺印は、引き継ぎ者側の同意を得てしたことになります。これは引き継ぎ同意書でもあります。六の資料とかほとんどの資料に、中国側と日本側の代表者のサインと印鑑があります。

現在、遺棄化學兵器処理室が中国において発掘して保管している旧日本軍の化學兵器なども、同じように引き継ぎ者側の同意を得てたのであれば、当然、旧日本軍の化學兵器といえども、所有権は中国側に移行したものと理解しておりますけれども、外務省の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○梅田政府参考人　お答えいたします。

今まさしく先生御指摘があつたように、化學兵器禁止条約によりますと、ある国が他の國の領域において当該國の同意を得ることなく遺棄した化學兵器といつもののが遺棄化學兵器なんだというふうに定義されおりませんけれども、今まさしく先生が指摘いただきました資料そのものが、本当に

その条約との関連で、今定義にあるようなものに該当するのかどうかというのは、これはまさしく、そのような視点も含めまして、我々、精査をこれからさせていただきたいと思つておりますので、今この時点で明確なお答えをすることはできない、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

○戸井田委員　手元にお配りしました資料の一と四を見ていたいだかたいんですけど、前回取り上げました九四式小発煙筒は、資料四の毒ガス関係資料に記載されている写真解説では一枚目の右側の写真のようにタイプAということになつております。

引き継ぎ書に出ていた九四式小発煙筒は果たしてどうかなということを前回のときに説明したんですけど、今回新たに水間氏の方から提供していただいた資料一の二枚目には九四式小発煙筒甲というふうになつているものが出できました。

これは明らかに現在遺棄処理の対象の有毒発煙筒と称するものと思われますが、それを確認したいこと。

それから、前回九九式発煙筒を取り上げた際に、それを疑うこともできるということを私は申し上げたんですね。それは、等間隔に書かれていたものが前回の分にはそれが詰まつて書かれてあつた、そんなことも疑おうと思つたら疑えると、いうことでもつて言つたんですけれども、そういうふうに、やはり水間氏は同じように、九九式発射発煙筒であれば多数引き継ぎ書の中に出てくるということです。それが、今回新しく出してもらいました。それが資料二ですね。資料二の左側の方に九九式発射筒というののが出ております。ですから、あちこちに通常のものとしてこういうふうに出ているんだろうというふうに思つうわけであります。

そもそも、旧日本軍関係者は有毒発煙筒などというのは聞いたこともないということをおっしゃつておりますし、発煙筒はあくまでも発煙筒が資料二ですね。資料二の左側の方に九九式発射筒というのが出ております。ですから、あちこちに通常のものとしてこういうふうに出ている

当然全く知らないわけでありまして、考えてみますね。内容が少量の場合には、先ほどごらんいたいた資料一の引き継ぎ書の甲とかそういうことが書いてあります。大量の場合には、甲乙だとかそういう区別なく、型式表示だけでもつて引き継ぎが実施されたというふうに思われるんですね。

資料一を見ていただきたいんですけど、資料一の二枚目です。これは数量と単位のところを

見ていただきたいわかりますが、済みません、資料三ですね。資料三の方を見ていたらわかるんですけど、この資料三の数量のところを見ていただいたら、単位がトンということになります。

引き継ぎ書に出ていた九四式小発煙筒は果たしてどうかなということを前回のときに説明したんですけど、今回新たに水間氏の方から提供していただいた資料一の二枚目には九四式小発煙筒甲というふうになつているものが出できました。

これは明らかに現在遺棄処理の対象の有毒発煙筒と称するものと思われますが、それを確認したいこと。

それから、前回九九式発煙筒を取り上げた際に、それを疑うこともできるということを私は申し上げたんですね。それは、等間隔に書かれていたものが前回の分にはそれが詰まつて書かれてあつた、そんなことも疑おうと思つたら疑えると、いうことでもつて言つたんですけれども、そういうふうに、やはり水間氏は同じように、九九式発射発煙筒であれば多数引き継ぎ書の中に出てくるということです。それが、今回新しく出してもらいました。それが資料二ですね。資料二の左側の方に九九式発射筒というのが出ております。ですから、あちこちに通常のものとしてこういうふうに出ている

んだろうというふうに思つうわけであります。そもそも、旧日本軍関係者は有毒発煙筒などとこの中にも日本の記述が出ております。黒丸

と横に線を引いてありますけれども、「日本近海では、主に旧日本軍が製造した嘔吐性ガス弾十一万発などを、計六ヵ所で四五年から四六年にかけて投棄。」というようなことを書かれております。

こういうのを見ると、きちっとした引き継ぎがなされたとしても、それはきっと引き継ぎをなされている。アメリカ軍にだけはしていないくて、連合軍ということでからえていたら全部同じようになつていただんと思うんですね。ですから、この引き継ぎ書というものをきちっと精査していくだすこと。

また資料六を見ていただきたいからあります
が、これはそれぞれのページに、全部左側に引き
継ぎの内容、そして右側の方にはそれぞれ中国側
と日本側の代表者のサインと捺印がされておりま
す。この二枚目なんか、日本側、陸軍大尉今村大
蔵ということで出てるんですね。非常にきれい
な字でもって、それこそ、これぐらいきれいな字
をよく書けるなと思うぐらいのきれいな字であり
ます。こういうふうにして、一人用の机だとか、
一ページ目の平がまとか、軍隊で使うようなもの
なんだらうと思いますけれども、こんなもの一つ
一つまで、その品質まで書かれて引き継ぎをされ
ている。

私は、前回にも申し上げましたけれども、かつての日本軍のこういう担当した人たちを含めて、そんなにいいかげんなことをやつていなかつたんじゃないかな、やるべきことはきちっと、自分の果たすべき責任はきちっと果たしてこられたんだ、そういうことを思ったときに、いいかげんな始末の仕方はしてほしくないなというふうに思うんですね。

この資料というのは、日本にとってプラスになれる資料ばかりだとは私は思いません。中を精査していくたら日本にとってマイナスなこともあるのかもわかりません。だけれども、眞実は何だったのかということをきっちりと、そのときそのときの個人的な利害関係だけでとらえるのではなくて、

日本全体、日本だけじゃなしに、当然中国も関係してくるわけですよ。

状況、あの流れ、そういうのをすべて把握して周を見ていつたときに、そのとき国家の代表として周恩来首相とそれから田中総理が握手をされました。非常にかたい、テレビを通じても肌身に迫ってくる、いろいろな思いのこもった握手であったと私は思っております。

しても王数さんはしても私によく有じ上げております。父の時代から大変長いつき合いをさせていただきました。そして、私自身も、現実に、昭和二十六年生まれでありますから中国で生まれてきました。という経験があるわけであります。そういうことを含めて考えてみると、自分の立場というのも大切にしていきたい。

しかし、この状況というものは、この資料は、全抑協の齊藤六郎さんという方がいろいろな状況の中につつても、全国抑留者協会の五万人と言われる会員から五千円という会費を集め、そういうお金もをもとにしてソビエトと何度も行つたり来たりしながら、百回以上往復したということを聞

つこつと集めてこられた。

それは、言つてみれば、シベリアに抑留された方々、私は何人かわかりませんけれども、そんな方々がいろいろな思いを込めて、無念の思いを込めて亡くなつていった方もおられるわけあります。

そんな人たちが一言もしゃべれない今の状況の中にあつて、前回も申し上げましたけれども、今生きている我々がそれを調査し、そして、その中から読み解いていくことができる我々が、何をやらなきやならないのかということを考えたら、決して個人の立場だけでもつて考えるのでなく、広く、今生きている人間だけの立場でなく、かつて

日本をつくり上げてきた、いいことも悪いことも含めて、そういうふうにして今日、日本があるのは、やはり、かつての我々の先輩たちがよきにつけあしきにつけ一生懸命生きてきたその結果だと

思うんですね。その事実をどう我々が読み解いて把握していくか、そしてまたそれを次の世代に伝えていくか、そのことが一番大切なことだと私は思つております。

ですから、この資料は、私自身、なかなか水間さんもすべて見せてくません。だけれども、少なくとも、かいま見る中においては大変な資料が含まれていることは間違ひありません。そして、

戦後の日本の歴史を書きかえるような資料も中には含まれていると思います。

そういうことをきちつと精査して、決して私利私欲にとらわれることなく、本当に、国益ももちろん考える、国益だけじゃなしに、世界のあの戦争でもつて死んでいった方々がどんな思いでいるのか。決して死んでいったことがよかつたと思うているわけじゃないと思います。当然、後悔の念もあつたでしょう。いろいろな思いがあつたんだでしょう。そういうことを実現するのは何なのかなということは、やはり平和に貢献していくことだというふうに思うわけであります。どうぞ、その辺の気持ちを、魂をそこに入れて活動していく

外務省の方々、なかなか関係の方が出てきてく
れません。僕は、いろいろな意味で高松さんにも
申し上げたいことがあります。

内閣府の高松さんが中国でもって、二〇〇六年
の四月七日に中国メディアにこの遺棄化学兵器の
ブリーフィングをやつております。そんな中で
もって、こういうふうに答えているのがあるんで
すよ。「これも私の個人的な推測でありますが、
化学兵器を保有することは国際法違反であるとい
う意識が強かつたため、直ちに地面に埋設したり
水中に投棄したケースも少なくなかつたと考えら
れます、これらについては、日本国内で旧日本軍
人に対し聞き取り調査を行い部分的には確認して

いる」、「こんなふうな答弁をしているんですよね、向こうの中国のマスコミ、メディアに対して。全然逆のことをやっているんですよ。

亡くなつた人たちのその気持ち、その思いを考へたら、こんないかげんなそのときだけの答弁、こんなことできるわけないんですよ。私は、これを見たときには印刷間違いかと思いましたよ。

そんなことを、日本がすぐその場でもつてなかなか情報が入つてこないからといって、一番それがわかっている外務省がきっちとそういうことをわきまえてやらなきゃいけないんじやないです。

前の阿南さんの答弁をずっと聞いていても、平成十年の四月何日かの外務委員会の資料ですよ。あれを読んでいても、どう考えたって、日本の国益に立つていてるというか、日本人の立場に立った答弁じゃないですよ。

そういうのは、そのときそのときはこまかせたとしても、全体を見ていつたときには出てくるんですよ。私はそういうものしか見ていないんですね。細かいことは一々調べてくるのも大変だけれども、だけれども、その全体像というのはそこにじみ出でてくるんですよ。そういうことを見ているということを忘れないでいただきたいと思

○佐藤委員長 戸井田委員に申し上げます
質疑持ち時間を終了しておりますので、

○戸井田委員 進行を御理解お願ひします。

つい力が入ってしまいましたけれども、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

す。
きょうは、昨年三月三十日それから十月二十六日に取り上げました愛媛県警の警乗旅費の問題について質問をしたいと思います。

裏金づくりを告発した仙波巡查部長が、当時所

属していた鉄道警察隊で、九九年度と二〇〇〇年

度の二年間に八回の長距離列車警乗を行つたんだ

けれども、一日千七百円の警乗旅費が支給される

べきなのに本人に渡つていなかつたという問題。

そもそも、当時、鉄道警察隊では警乗旅費について支給されていること自体を知らなかつた、ところが、警察庁からこの二年間に八十九万七千六

百円の警乗旅費が十人に支給されていたことに

なつてゐる。そこで、警乗旅費をだれが受け取つてゐたのか、警乗旅費が受け取つてゐる人がいな

いのに出ていたとなると、裏金になつていたと

いう疑惑になつてくるという問題でした。

列車警乗のときには旅行命令簿というのがあつて、旅行命令が出るわけですね。きょう、ここに二つ持つてきましたが、二〇〇二年度、平成十四

年度の分については、本人の氏名とか用務先、それから旅行期間とか御本人の認め印とか精算払

い、幾らお金が支払われたかというのは、これはマスキングされておりますが、あとは全部一応資

料として公開されているんですね。ところが、九

九年度、平成十一年度のものになると、これは真つ黒なんですね。

なぜ、二〇〇二年度は少なくとも、マスキング

部分もありますけれども、かなり公開させていた

のが、九九年度の旅行命令簿になるとほとんど全

面開示しない、こういうことになつていてるのか。なぜ年度によってこういう差がつくのか、非常にわからぬ話ですから、理由を説明していただきたいと思います。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の事実関係につきましては、概要を次のことおりとの報告を受けているところでありま

す。

まず、愛媛県警察においては、愛媛県情報公開条例に基づく情報公開請求がなされた場合には、

同条例第二条第二項に掲げられました不開示事由に該当する場合を除きまして、請求者に対する文書を開示することとしているところでございま

す。

具体的には、愛媛県警察本部地域課鉄道警察隊

の旅行命令簿につきまして情報公開請求がなされ

た場合、今委員がお示しになつたように、まず、個人情報の関係であります。警部補以下の職員

の氏名及び印影につきましては、個人に関する情

報であつて特定の個人を識別することができるお

そがあるため、これは第七条第二項第一号に該

当するとして不開示としております。

もう一つは、列車警乗に伴う用務先とか旅行期

間、金額の部分につきましては、これは公にしま

すと、これらを分析することによりまして、鉄道

警察隊の活動区域、活動手法とか、活動体制など

が明らかとなり、犯罪を企図する者において対抗

措置を講じられるおそれがあるなど、将来の列車

警乗活動に支障を来すおそれがあるため、これは

第七条第二項第四号に該当するとして不開示とす

るということと対応しているわけであります。

警乗活動に支障を来すおそれがあるため、これは

愛媛県の情報公開条例では、県警の本部長が保有

する文書につきましては、平成十四年度以降に作

成されたものが対象となつておりますので、これ

が、九九年度の旅行命令簿等、これを提示し

たということです。

その際、なぜそういうふうになつたかといふこ

とでございますが、愛媛県警察におきましては、

なつております。これは規定がそつたつておりますので、県警だけじゃなくて、そういうふうに対

応しているわけであります。

他方、もう一つ、今お示しがありました平成十

七年三月四日に警乗旅費請求訴訟を起こしました。

月十七日に、松山地方裁判所に、この旅行命令簿

ということであります。文書提出命令の申し立てを行つたということで、訴訟でその文書提出命

令の必要性が争われていたところであります。

その過程におきまして、三月二十四日、原告の

方から、平成十二年度の文書は三月末をもつて廃棄される可能性が高い、これは県警の会計文書保

存期限というものがありますので、これで、平成十二年度は三月末をもつて廃棄される可能性が高

いということがありますので、同裁判所に対してもう一つは、列車警乗に伴う用務先とか旅行期

間、金額の部分につきましては、これは公にしま

すと、これらを分析することによりまして、鉄道

警察隊の活動区域、活動手法とか、活動体制など

が明らかとなり、犯罪を企図する者において対抗

措置を講じられるおそれがあるなど、将来の列車

警乗活動に支障を来すおそれがあるため、これは

第七条第二項第四号に該当するとして不開示とす

るということと対応しているわけであります。

警乗活動に支障を来すおそれがあるため、これは

愛媛県の情報公開条例では、県警の本部長が保有

する文書につきましては、平成十四年度以降に作

成されたものが対象となつておりますので、これ

が、九九年度の旅行命令簿等、これを提示し

たということです。

その際、なぜそういうふうになつたかといふこ

とでございますが、愛媛県警察におきましては、

なつております。これは規定がそつたつておりますので、県警だけじゃなくて、そういうふうに対

応しているわけであります。

他方、もう一つ、今お示しがありました平成十

七年三月四日に警乗旅費請求訴訟を起こしました。

その訴訟の中におきまして、この原告であります

それから、情報公開法について、これは条例も

中身は一緒だけれども、要するに、警察関係につ

いては、公共の安全に関する情報についての非公

開を定めているだけなんですね。それは「公にする

ことにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすおそれがある」ということなんですね。

これはもともとこれだけわずかの、わずかといつてもかなりマスキングはしていますけれども、マスキングしても公開するのは犯罪捜査その他に全く関係ないからなんですね。関係ないから

公開をしているのに、今度の場合は、これは全くほとんど黒塗りでわからないようにしてしまって

いるんですね。

しかも、では、わかりやすいところで聞いてお

きましょう。これは、公開しておられるものの中には、そもそも記載していない部分は記載していませんが、ほとんど黒塗りでわからないようにしてしまって

いるんですね。

これは今まで皆さんの方が公開しておられるものを見ると、全部黒塗りなんですね。これと同じな

ことですよ。片方は記載していないところ、記載してないところまで黒塗りにする理由は全くない

いまでの、皆さんの方が公開しておられるものを見ると、全部黒塗りなんですね。これと同じな

ことですよ。片方は記載していないところ、記載してないところまで黒塗りにする理由は全くない

んですね。これまで全部黒塗りなんですね。

どうしてここまで、犯罪捜査その他に全く関係

のない情報まで、二〇〇二年度以降ちゃんと公開

しているのに、公開しない。この理由というの

は、裁判の過程におきまして証拠保全という申

立てが行われたということに対して、その限りに

は、裁判の過程におきまして証拠保全という申

立てが行われたということに対して、その限りに

は、裁判の過程におきまして証拠保全の理由というの、平成十二年度の文書は三月末をもつて廃棄さ

れるけれども、この程度は公開しているんですよ。さつきの範囲だったら、マスキング部分もあ

るけれども、この程度は公開しているんですよ。だから、連続性なんというようなことは全く理由にならない。

○吉井委員 私は裁判の話なんか一言もしていません

いんですよ。

それで、今、連続性という話を、連続的にずっと毎年度出したら分析されるとかなんとか言うん

いんですよ。

それで、今、連続性という話を、連続的にずっと

と毎年度出したら分析されるとかなんとか言うん

です、二〇〇二年度以降は全部公開なんですよ

ね。さつきの範囲だったら、マスキング部分もあ

るけれども、この程度は公開しているんですよ。だから、連続性なんというようなことは全く理由にならない。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、情報公開条例に

基づく対応につきましては、先ほど申ししたよう

な件で、平成十二年度の文書提出命令というの

は、裁判の過程におきまして証拠保全という申

立てが行われたということに対して、その限りに

は、裁判の過程におきまして証拠保全の理由とい

うの、証拠保全の理由というの、平成十二年度の文書は三月末をもつて廃棄される可能性が高いとい

な対応をするということありますので、文書自体が、旅行命令というものが存在するということを示せばよいという県警の訴訟における対応だとうふうに思つております。

いずれにしましても、当該文書の開示のあり方につきましては、訴訟中でありますので、その当否についてはもちろんコメントする立場にはありませんが、裁判所で最終的に判断されることだと思つております。

○吉井委員 これは、公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれということとか、裁判の話などをされるわけだけれども、最高裁判例もあるよううに、そもそも、支障を来すとか、おそれといふのは、具体性が必要なんですね。抽象的な話を並べても、それはだめなんですよ。旅行命令簿を提出しない合理的な論拠には全くならないんです。

ここに、私もきょう持つてきておりますが、列車の警乗に関する基本計画というのがありますね。出しておられます。これは警察庁策定のものですが、その列車警乗に関する基本計画の中でも、これはそもそも列車警乗を実施すべき路線の選定基準というのは、旅客輸送密度が八千人以上とか、在来線、特急列車、急行列車が重点だとか、具体的には事件発生の高い列車だとか、乗車人員の高い、多い列車とか、停車間隔の長い列車、それから在来線だったら片道二百五十キロ以上とか、基本計画ではきちんと示しているわけですね。

それに基づく、こういう旅行計画を立てて、命令を出してやつてあるわけですから、それは裁判の話とは全然関係なしに、裁判の上でも全部隠すことなく出せばいいわけです。あなたの方がきちんと適正に支出してあるんだと言えば、全部出せば証明ができるわけだから、裁判の上でも証明をすれば証明できるわけだけだから、それからまた、これまで出さない理由として、それは、さつきおつしやったように、将来相手の側がどの列車に重きを有する上で出さなきやいけないし、それからまた、本当に警察が乗つてくるからだとか、そういうこと

理由というのは全く成り立たないんですよ。だから、これは裁判云々じやなしに、まず全面的にこの資料を出す。もし裁判で争つているよう証明できるわけですね。裏金じやありませんと、いうことを証明できるんですよ。隠すということは、みずから証明していることになるんですから、これは出すのが当たり前じゃないですか。なぜ出さないんですか。

○竹花政府参考人 お答え申し上げます。

旅行命令簿には、警乗の行き先地、警乗実施日、旅費の金額等、個々具体的な警乗の実施状況が記載されておりまして、マスキングを外しましてその詳細が明らかとなりますと、列車警乗のパターンを分析することなどによりまして警乗体制等を推測することが可能となります。そのため、警乗業務と捜査の重点、警乗の手薄な時期や地域、特定の列車便警乗の有無などが明らかになります。そのため、列車内における犯罪予防、鎮圧等に支障を来すおそれが生ずるところでござります。

また、旅行命令簿には、警乗を実施いたしました警察官の氏名などの個人情報が記載されております。マスキングを外しますと、逮捕、取り締まり権限を直接行使する警察官の個人情報が明らかとなりまして、当該警察官等のプライバシーの侵害のおそれ、あるいは攻撃、嫌がらせを受けるおそれがあることも一つの理由でございます。

○吉井委員 今おっしゃったこの旅行命令簿は、マスキングは一部で、二〇〇二年度以降全部出しているんですね。今出しているんだから、あなたの心配は、これから心配ならまだ話はあるかと見てですよ、それも違うということは、さつきensiまでした文書で、警察庁自身が示している文書かみても、これから列車警乗についての話とは全く関係ないんですね。だから、マスキングする理

由 ど い う の は な い ん で す。

そ か ら 、 そ も ソ も 、 こ こ は さ つ き の 列 車 警 審
基 本 計 画 に つ い て の 警 察 庁 文 書 で 示 し て い る も の
か ら し も 、 こ う い う や り 方 で や り ま す と い う の
と を 示 し て い る ん で す か ら 、 あ の 愛 媒 警 審 で い つ
た ら 、 乗 る の は J R 予 讀 線 し か な い わ ケ で す か
ら 、 分 析 も も も 、 大 体 決 定 ま っ て い る わ ケ で す ね。
し か も 、 こ こ は 警 察 学 論 集 の 「 鉄 道 警 察 の 仕 事
と 運 営 」 と い う 中 で 、 鉄 道 警 察 隊 員 と い う の は 、
私 服 で 秘 密 で 乗 る ん じ ゃ な い ん で す ね 、 ち ゃ ん と
制 服 を 着 て 乗 り な さ い と し て い る ん で す ね。

だ か ら 、 堂々 と 乗 っ て い る 人 に つ い て の 、 し か
も 固 有 名 詞 、 個 人 の 名 前 ま で は 書 か ず に 今 も 出
し て い る ん で す か ら 、 そ の と お り で い い ん で す ね。
そ の こ と を 求 め て い る ん じ ゃ な い ん で す よ。 何 で
全 面 的 に 黒 く 塗 り つ ぶ し 、 し か も 全 面 と 関 係
な い 、 載 つ も い な い 、 た だ の 空 欄 の と こ ろ ま で
黒 く 塗 り つ ぶ し て い る の か と い う こ と を 問 題 に
し て い る ん で す。

私 は 、 国 家 公 安 委 員 長 、 こ の お 話 を 聞 い た だ け
で お 感 づ き に な ら た と 思 い ま す が 、 最 後 の こ こ
だ け で 終 わ り ま す が 、 こ こ だ け ひ ど い や り 方 で
は 、 警 察 の 方 が み ず か な い 金 疑 惑 な い と い う こ
と を 、 も う 六 年 も 七 年 も 前 の 話 を 、 出 せ ば い の に
出 さ な い で 、 今 公 開 し て い る 水 準 の 公 開 す ら し
な い と い う の は 、 こ こ は 疑 惑 を 深 め る だ け で す か
ら 、 公 安 委 員 長 の 手 で 公 開 を さ せ る よ う に し
て い た だ き た い。

一 言 で い い で す か ら 、 言 つ て く だ さ い。

○ 普 通 国 务 大 臣 お 答 え い た し ま す。

警 察 と い う の は 、 一 般 の 行 政 を す る 国 家 公 务 員
と い う い ろ 違 う 面 が ござ い ます。 私 自 身 も 国 家 公
務 員 、 三 十 二 年 勤 め て ま い ま し た け れ ど も 、 ま
た 、 この 警 察 と い う こ こ は 、 や は り 他 の 人 の 人
権 を 場 合 に よ つ て は 拘 束 す る と か 、 あ る い は プ
ラ イ バ シ ー に い ろ い ろ 影 韻 を 及 ぼ す と か と い う 大
強 い 官 庁 で ござ い ま し て 、 し た が つ て 、 この 行 動
に つ い て は い ろ い ろ 影 韻 力 が 非 常 に 多 い こ こ
で も あ り ま す の で 、 そ う い う 行 为 に つ い て の あ

○吉井委員 だから公開しなきゃいけないんであります。時間が参りましたので、続きをはまた午後やりたいと思います。終わります。

○佐藤委員長 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党的糸川正晃でございます。我が国が今現在の治安情勢、というものは依然として厳しいと考ておりますが、少年非行の防止対策と犯罪の被害の防止対策というものを強力に進めることが我が国全体の治安対策と治安回復ということを進めていく上でも大変重要であるとうふうに考えております。

本年の四月、岐阜県中津川市で男子高校生が女子中学生を殺害する、こういう事件が発生するなど、今、少年犯罪といつもののが大変凶悪化しておりまして、また、検挙された者に占める少年の割合が約三割ぐらいというふうに多くなってきている。

こういう少年非行の情勢というものが厳しい状況にあるというふうに考えますが、少年の非行情勢についての大臣の認識とその背景についての御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○沓掛国務大臣 お答えいたします。

最近の少年非行情勢については、今委員御指摘のとおり、刑法犯、大変厳しいものがござります。具体的に申し上げまして、刑法犯検挙人員の約三割を少年が占めておりますし、人口当たりの検挙人員で見ますと、少年は成人の約六倍と、依然として高い水準にあると承知いたしております。

また、個別の事例で見ますと、今先生おっしゃいました岐阜県の中津川市での事件もござりますが、少年による社会の耳目を集めると重大な事件は後を絶たず、少年の非行の現状に懸念を有しているところであります。

その背景には、社会全体の規範意識の低下もとより、過激な性や暴力等の有害情報に子供が容

<p>易に接することができる環境の存在、あるいは家庭の教育力の低下など、さまざまな事情が絡み合っているというふうに理解いたしております。</p> <p>○糸川委員 大臣、少年非行の情勢の背景として挙げられる要因として、今大臣が、性や暴力に関するそういう情報があるというふうなことです。これは、私も利用するんですが、インターネットですとか、それから今ではアニメですかDV D、こういうものでそういう性や暴力に関する情報がはんらんしているわけでございます。</p> <p>子供は、これは簡単にアクセスをしたりすることができる環境にありますし、非常に悪影響を受けやすい環境にある。それから、少年の健全育成上問題があるとともに、これらの情報が大人に対して、も影響を及ぼして、子供を対象とする性犯罪ですが、暴力が助長されているのではないか、こういうことも懸念をしているわけでございます。</p> <p>このようなことに関しまして、政府としての御見解をお聞かせいただけますでしょうか。</p> <p>○竹花政府参考人 今、少年を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。少年にとって大きな危険といいますか、非行あるいは被害に陥りやすい環境のもとに置かれていて、それはかつてない状況だというふうに思つております。</p> <p>とりわけ、情報化社会の進展、携帯電話の普及といったものが子供たちに対しまして、例えば、出会い系サイトといつたようなものが一つの児童買春あるいは出会い系サイトを通じての殺人ですとか強姦ですか強盗ですか、そうした被害について警察のみで対応できるわけではありませんけれども、こうした少年の置かれた状況を事件の捜査等を通じまして知る立場にございます。</p>
<p>か。</p> <p>○布村政府参考人 お答えいたします。</p> <p>先ほど先生から子供たちの規範意識の低下の御指摘ございましたけれども、子供たちが非行や犯罪に走ったり巻き込まれたりすることのないようになるさまざまな問題について研究する会を設置いたして、幅広く議論をしていただいているところでございます。</p> <p>○糸川委員 今、インターネット上で違法ですとされる有害な情報がはんらんしている中、少年の規範意識というものの低下も問題となつておるわけでございます。学校教育によって、子供たちの意識ははぐくんで、少年が非行や犯罪に巻き込まれないようにしていくことが重要であるというふうに思います。</p> <p>先ほど局長が、今はもう携帯電話なんかも持つて出会い系サイトなんか見ているとか、そういうふうに言われましたけれども、けさほどの報道なんかですと、携帯電話でうまく犯罪者、犯人のオートバイですか何かのナンバープレートをつかりと携帯の写真で撮つて記録をした、そういうことを的確にしている子供もいるんだな、随分玲静な子供もいるものだなというふうに感じたわけです。</p>
<p>どうも、被害に遭われた子供さんは、犯罪防止の警察の講義か何かを受けた後だったんでしようかね、だからうまく、適正に処理ができたというようなこともあるようですので、非常にそういうことはいいことなのかなまあ、携帯の使い方が重要になってくるのかなと思うんですけども。重要なところが、そうした被害者とも結びつくというような状況があるわけでござります。委員御指摘の状況があるものと私どもも危機感を強く持つてているところでございます。</p> <p>警察といたしましては、すべてこういう状況について警察のみで対応できるわけではありませんけれども、こうした少年の置かれた状況を事件の捜査等を通じまして知る立場にございます。</p> <p>社会あるいはバーチャルな世界の問題について識</p> <p>か。</p> <p>○布村政府参考人 お答えいたします。</p> <p>先ほど先生から子供たちの規範意識の低下の御指摘ございましたけれども、子供たちが非行や犯罪に走ったり巻き込まれたりすることのないようになるため、家庭におけるしつけを土台として、学校教育において、子供たちの規範意識をしっかりとほぐむむということが非常に重要な課題であると認識してございます。</p> <p>このため、文部科学省といたしましては、これまで、学校教育において、子供たちの規範意識をして倫理観や思いやりの心ということの育成に努めております。</p> <p>また、非行や犯罪の未然防止を目的としたしまして、警察官等の外部講師を活用して、暴力行為等の防止に関する具体的な事項につきまして講演をお願いしたりする非行防止教室を初めとしまして、生徒指導において、善惡の判断等につきまして指導を実施してございます。</p> <p>この非行防止教室の実施状況についてでございますが、全小中学校の四六・一%という実態にございまして、その促進を図るために、昨年一月には、警察庁と合同で非行防止教室等のプログラム事例集を作成いたしました。また、本年五月には、非行防止教室の実施のための教師用指導資料を公表したところでございます。</p> <p>今後とも、道徳教育につきましては、心のノートの配付など、子供たちの心に響く道徳教育の推進、また、生徒指導体制の充実に向けては、</p>
<p>れ、支援する地域ですか環境の整備がこれは重要なわけでございます。</p> <p>○糸川委員 非行防止対策を進めていく上では、現場での実施状況を検証して、その結果を踏まえて充実改善を図つていく、こういうことが重要であります。委員として、現在、教育基本法の改正をさせていただいておりまして、学校教育に対する国民の関心や期待というものも非常に高くなっています。これでお聞かせいただけますでしょうか。</p> <p>○糸川委員 非行防止対策を進めていく上では、非行防止教育、こういうことによつて、未然防止とともに、一度非行を犯した少年がしつかりと更生して立ち直つていくに当たって、それを受け入れるわけでございます。</p> <p>このように、非行少年の再チャレンジを図る上では、ニート対策を初め若者の社会的自立の支援機関の連携が不可欠でございます。内閣府の果たす役割、こういうものが重要であるというふうに考えますが、政府の取り組み状況と今後の取り組みの方向性というものがどういうものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。</p> <p>○林政府参考人 お答えいたします。</p> <p>非行少年に対するケアということで、政府としてどのように取り組むかということでございますけれども、平成十五年十二月に青少年育成施策大綱を策定してございまして、青少年の育成に係ります政府の基本理念と中長期的な施策の方針を示しておるわけでございます。</p> <p>その重点課題の中で、規範意識を身につけることは、社会的存在としての人間が備えるべき基本であり、成長の過程でこの基本がおのずと備わるよう、青少年育成施策は配慮されなければならない。そういう前提のもとに、非行等社会的不適応を起こしやすい状況にあるなど特に困難を抱える青少年に対し、その環境や条件が改善されるよう、特別の支援を行うこととしておるところでございます。</p> <p>そして、青少年育成推進本部、そういうもののもとに設置されております少年非行対策の課長会議というものがございますが、そこで、個々の少年の問題状況に応じまして、今先生お話をございました教育、福祉を初めていたします関係機関等が、支援のためのチームを形成する取り組みを促進するために、「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」ということを申し合せてございまして、地方公共団体に対してもそれを周知し、取り組みの一層の推進を図つていろいろとござります。</p>

また、内閣府といたしましては、毎年七月を青少年の非行問題に取り組む全国強調月間といたしまして、関係省庁、地方公共団体、また関係団体等と相互に協力しながら、国民の非行防止意識の高揚を図るとともに、非行少年やその家族に対し適切な対応を図るための取り組みを推進しているところでございます。

少年非行は、家庭、学校、地域社会のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生しているという実態を踏まえまして、大綱の基本的な考え方、方針にのつとりまして、今後とも関係省庁間で十分に連携を図りながら少年非行対策を推進してまいりたい、そのように考えております。

○糸川委員 今政策統括官がおっしゃられたように、子供の非行問題ですか、犯罪の被害の防止ですか、青少年の社会的自立の支援、こういうさまざまな対策について、教育ですか、福祉ですか、就労、治安ですか、さまざまな分野にわたることとなるわけでございます。これらの対策を総合的に進めていくためには、先ほどおっしゃられたように、まさに政府が一体となって進めていく必要があると考えるわけでございます。

青少年育成施策大綱については、先般同大綱のフォローアップというものが公表されたところでございますが、今度は、これを踏まえて、今後政府としてどのように対策を加速されるのか、もう少し細かくお聞かせいただければと思うのですが、簡潔にお願いいたします。

○林政府参考人 今御指摘のありました件でございますが、少年非行それから子供の犯罪被害、このようなものの防止のために、そういう青少年の社会的自立の支援も含めまして、さまざまな問題に取り組んでいくという必要がございまして、関係府省庁が密接に連携協力して取り組んでいくことが必要でございまして、この大綱に基づいて施策を推進しているところでございます。

そして、今月十一日には、関係閣僚から成ります青少年育成推進本部の副本部長会議というものを開催いたしました、今先生お話をございました

けれども、大綱の策定から二年余たってございまので、大綱のフォローアップを行いまして、大綱の期間後半に向けました施策の進め方等について議論を行ったところでございます。

その副本部長会議におきましては、少年非行や子供の犯罪被害の面で依然として厳しい状況が見られることから、関係省庁として事務レベルのプロジェクトチームを立ち上げまして、六月を目途に対策の取りまとめを行うこととなり、現在検討を進めているところでございます。

政府としては、今後とも、大綱に基づきまして、各省庁連携して進めてまいりたいと思つております。

○糸川委員 最後に、大臣にお尋ねしたいんですけれども、犯罪の被害に遭った方々に対して、今までずっと議論を聞いていますと、どうしても加害者側の議論になつてしまふ。被害に遭った方々に対しての心のケアですか二次的被害の防止などに

ついて、これをしっかりと支援していくことが重要な要であるというふうに私は考へてゐるわけで、警察における犯罪被害者の支援の現状とさらなる充実に向かた大臣の御所見を最後にお聞かせいただきたいと考へています。

○杏掛国務大臣 お答えいたします。

今御指摘のように、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のみならず、精神的、経済的被害等多くの被害を受け、さまざまな支援を必要とするとしております。

警察では、各都道府県警察本部に被害者対策担当課等を設置するとともに、各警察署に被害者対策担当係を配置するなどにより、被害者等に対する情報提供や捜査過程における被害者等の精神的負担の軽減のための施策を推進しているところでございます。

心のケアについては、心理学等の専門的知識やカウンセリング技術を有する心理カウンセラーを採用配置するとともに、部外の精神科医や臨床心理士との連携を図るなど、カウンセリング体制の整備に努め、性犯罪や殺人事件等、大きな精神

的被害を受けた被害者等に対しては、初期の段階から専門的なカウンセリングを実施し、その後の立ち直りをサポートしているものと承知しております。

また、被害者等が再度被害に遭うことがないよう再被害防止要綱を制定し、再び危害を加えられるおそれのある被害者等を再被害防止対象者に指定するとともに、防犯指導や所要の警戒措置、緊急通報装置の貸し出し等、さまざまな再度被害防止のための措置を講じているところであります。

今後とも、昨年十二月に閣議決定されました犯罪被害者等基本計画や被害者等の要望を踏まえつゝ、警察における被害者支援方策のさらなる充実、関係機関、団体との連携の強化について一層

推進を図っていくよう警察を督励してまいりたいと考えております。

○糸川委員 ありがとうございました。終わります。

○佐藤委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島です。

きょうは、杏掛国家公安委員会委員長を初め皆さんに質問をさせていただきます。

平成十二年の八月に、警察改革要綱として「警察刷新に関する緊急提言」を受けて「ということで、国家公安委員会と警察庁で一つの文書を出しておられます。

この中で、当時、警察に関連する事件を踏まえて幾つかの提言がございまして、その中で、警察に關して外部監査が必要だという意見に関して、外部監査は必要ないのだ、国家公安委員会が第三者機関的に監査点検機能を十分に果たし得るところも、このようない結論に達した」ということで、国家公安委員会及び地方の公安委員会は非常に大きな権限を持っていらっしゃいます。

は、杏掛国家公安委員長を初め国家公安委員会は、警察庁長官初め各県警本部長の人事権を握っていますが、非常に大きな権限を持ついらっしゃいます。

それで、大きな権限を持ち、それをどのように

行使するかという点に関して、先ほどの平成十二年八月の警察改革要綱の中では、国家公安委員会は、「警察本部長による監察が十分でないと認めるとときはこれを是正すべきであり、第三者機関的な監察点検機能を果たすことが重要である。こうした考え方には、市民の代表として警察活動をチエックするという公安部委員会の制度趣旨にも合致するものである。」ということで、公安部委員会委員の皆さんは市民の代表として警察活動をチエックする。したがいまして、第三者機関に監察点検機能を任せるとということは必要ない。国家公安委員会初め都道府県の公安委員会がしっかりと警察の監察点検機能を十分に果たすということで議論がなされております。

そうしますと、杏掛国家公安委員会委員長に伺いたいんですけど、これまで、ここ何回かの内閣委員会におきまして、情報流出に関するお話をございました。我が鉢呂委員からは、今委員長のところに預かっていただいているんですけれども、流出した情報と思われる資料が委員長の預かりになつております。

国家公安委員会委員長として、これまでの議論を踏まえまして、これは、私たち野党、私たち議員が、警察庁の方に、どういう資料が今ちまたに流布というか流通しているのか、ネット上にどういう資料が流出した資料としてあるのかということを聞いても、それは、大島さん、なかなかお知らせできないんだ、国会議員の人あるいは公にすると、その情報に関して、各第三者あるいはネット上で、その情報を皆さんに見ようとする、さらにその情報が拡散してしまいますから、なかなか国会議員の方には見せられないというお話を伺いまして、それも一理あるのかなとは思ふんですけど。

しかしながら、国家公安委員会及び国家公安委員会委員長は、やはりクローズドな、内に閉ざしたものではありません。非常に権限がある組織ですかね、杏掛国家公安委員長として、どのような情報が今ネット上で、警察から流出した情報と

して流れてはいるのか、その点について警察当局に
対して資料を出してくれないかと求めたことはござ
りますでしょうか。

○答掛國務大臣 今、大島委員から国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会の役割、使命についていろいろ御説明がございました。そのとおりでございまして、民主警察をつくっていく、それはまさに市民の警察をつくっていく、そういう根本的なものでございます。

そこで、では、國家公安委員会として、何を

そこで、では、国家公安委員会として、併せて、そ
ういう情報について、それを全部国家公安委員
会に出せとか、そういうことを言つたかどうかと
いうお話をすけれども、これはあくまでも、いわ
ゆる愛媛県の例を申し上げれば、愛媛県において
も愛媛県の公安委員会がございまして、そのいろ
いろな指導のもとに愛媛県警察が活動いたしてお
るわけでございまして、特に、今先生もおつ
しやつたように、警察関係のいろいろなこういう

資料というのは、それが表へ出ることによつて、その名前が出た人はまた大きな影響をプライバシーその他で受けるものでもござります。

また、国家公安委員会でいろいろ出していただいている資料については、できるだけこれも公表するようにいたしておりますので、私の方といたしましては、速やかに今回のこの流出事案について愛媛県警察で調査し、それをきちんと報告するよう指示は出しておりますが、何々の情報について今具体的にこれを出せとか、そういうようなことはいたしておりません。

○大島(敦)委員 そうしますと、今回、この事件、この一連の情報流出を受けて、警察庁及び各都道府県警は公用パソコンの台数をふやすというようなアクションを今されようとしているわけなんですね。アクションをするためには、それなりの理由がないとアクションには結びつかないと考えるのは当然なんですね。

それで、私が警察庁の方にどういう情報が流出しているのかと伺ったのは、本当にそれが重大なんですね。アクションをするためには、それなりの理由がないとアクションには結びつかないと考えるのは当然なんですね。

事件なのがあるいはそれほど大切な情報なのがわからないものですから、どのような情報が流れているのかということを聞いたことに対して、いや、なかなかそれは伝えられない、それは私は理解できないこともないんです。

ただ、国家公安委員長及び国家公安委員の方は、これは国会の同意人事で、しっかりとされた方が選ばれておりまして、それで、私も国家公安委員会の議事録をずっと目を通させていただきました。そうすると、各委員の方はそれぞれ、マスコミの出身者の方あるいは内閣の法制局の長官を務められた方あるいは大使の方、皆さんすばらしい御見識を持っていらっしゃる方で、国としてしっかりとされた方を国家公安委員会の委員として認められ、そして国会も同意をして、それで、なかなか中身の濃い、見識のある議論がされていります。

ですから、国家公安委員会として、このような情報があったということで、具体的に一つ一つの資料を全部出してくれと言つて、見るのも必要だと僕は思うんですけども、どういう資料が出ているのかということについて一覧表でもいいから見ているのか見ていないのか、その点についてもう一度お答えいただきたいんです。

○答掛国務大臣 現在、流出したと見られる資料等の詳細を愛媛県警察においては調査しておりますが、おおむねの内容のことは、當時いろいろな面で、これは県警本部長会議その他ございますから、その際にそういうものを指示いたしております。

ただ、今、先生、いろいろな意見が出されております。具審議したものをお読みいただいて大変ありがたいのですが、それぞれの委員から非常にこの問題についていろいろな意見が出されております。具

体的な個々のものではないけれども、警察の内部におけるいろいろな情報が流出したのではないのか、そういう疑惑のもとで、大体、それぞれの委員は日ごろから警察庁から説明を聞いておりますので内部的にどういうものが一般的にあるのかということは了解、理解しておりますので、仮にそういうものが流出したとした場合はどういうことがあるかというような包括的な知識、理解力は判断として持っておりますので、そういうものを積み上げた上でいろいろな議論をさせていただいている所です。

愛媛県の流出したもの全体について、これは膨大なものでございますので、これについて、警察庁自体も詳細に個々の問題を聞けるわけでもございません。まず、一義的には、やはり愛媛県において、この流出したものがどういったものなのか、本当に自分たちのものでいろいろ検討したもののかどうか、かなり本人が自分で作成したようなものもあるようでございますので、その辺もき

すけれども、どういう資料が出ているのかについてはやはり聞くべきだと思っているんです。私はこの質問で、要はたまたま、たまたまというか、ウイニーに感染をしていたパソコンを持っていたことを責めているわけではないんです。警察の管理体制としてちょっとそれはおかしいんじゃないのかなと思っていまして、私は、例えれば会社の社長だとして、私の従業員が、余り給与をもらっていないので会社のパソコンじゃなくて自分のパソコンを買って私の会社のために仕事をしてくれたとしたら、なかなかその従業員の方を怒れないんですよ。それは、えらい人、権力、ある程度地位のある人、特に給与の高い方は、そのような仕事を発生させないように日ごろからお仕事されるのが私は上に立った人の仕事だと思うんですね。その後がななかか、今回の事件を踏まえて新しくパソコンを購入するようになつた、これは一つの進歩だとは思つんすけれども、事前に、国家公安委員会の委員長を初めあるいは官房長いらっしゃつていますけれども、やはり、私用のパソコンを使つていたことは知つていたと思うんですね。 でしたら、そこで都道府県警、都道府県で予算がないからなかなかパソコンを購入できないといふ事情はわかるんですけども、そこをどうにかして制度をつくつていいくのが、私は、国家公安委員会委員長の菅井大臣が指摘をされ、それを受けて官房長が事前に動いていれば、今回のように、巡回ですか、本当に一生懸命仕事をされる方が、たまたま、多分、家族と一緒に使つているパソコンかもしれない、あるいはお子さんのパソコンかもしれない、私はそこまで承知していませんけれども、こういう事件は起きなかつたと思うんですね。 もしも公用パソコンにウイニーを自分で入れていて事件が起きたんだつたら、これは厳重に処罰すべきだと僕は思うんですよ。

ないようになるのが私は国家公安委員会のお仕事でもあるし、上に立つていらっしゃる、本来であれば警察庁長官のお仕事であるとともに、警察官房長初め幹部の方の仕事の仕方だと思うんですけども、その点について、御質弁というんですけれども、報についてはしっかりと、どんなものが出回っているのか。

うんですよ。自分は見たことないんですけども。ですから、そういう情報は、マスコミの方が持つていて国家公安委員会委員長が見ていないと、いうのもちょっと片手落ちなのかもしれないなと思うので、その点についてもう一度答弁いただけ

○査掛國務大臣　二つの質問、一つは、そういう
出たものについてのある程度報告を受けているか
について、もう少し詳細に申し上げたいと思いま
す。

そういう内容がどういうことについては、包括的に申し上げれば、第一は関係者の供述を記録したものであるということ、もう一つは捜査結果を取りまとめたものであるというふうな、包括的にはそういうことだということでござります。

それから、ある程度、流出したと見られる資料等の現物についても、現物について全体はこれだけありますという全体は見せられましたけれども、全体を見るというのはとても大変なことで、そこで、必要に応じて、それぞれ警察庁の担当官から示されて、部分的には私もそういうものは見

それからもう一つ、パソコンでございますが、事前にパソコンをもつと公的なものにすべきだというお話ですが、そこで実は、この流出が出て、最初にあつた公安委員会が三月九日だったかと思ひます。そこで、私からまず第一に、これはいつもでも私的なものを使っていては解決しないから、まずこれを公的なものに全部すべきではない

ですか、それが今一番優先度の高いことではないですかということでお、国家公安委員会また幹部の皆様にそういうふうに指示いたしました。

そのときの反応は、今先生おっしゃられたように、なかなか、これは地方の財源で用意したりするものであるので、国の機関だけならば何とかこれまでからも検討できるがというようないろいろな議論がございましたけれども、結果的に、十九年度までには全国、地方の県警等も含めて全部これは公的なものにするということで今進んでおりまます。これについて、同時に他の国家公安委員からもそういう強いいろいろな意見が出まして、結果としては、来年度中に全部が公的なものになります。

先生がおっしゃられるように、もう少し早くしておけば」という御指摘ではあるんですけれども、全体としていろいろなことをやらなければならぬいものですから、そういう優先度もいろいろありますて、しかし、こういう事件が起き、また国家公安委員会としても強い指示を出しましたので、最初はなかなか難しい話でしたけれども、今、結果としてはそういう、申し上げたようになつておられます。

○大島(敦)委員 ありがとうございました。
私は、内閣委員会に去年からメンバーに加えていただいておりまして、今回の質問に当たつて思ひ出す映画のシーンがございまして、「踊る大捜査線」という映画の一番最後の方のシーンだと思ふんですよ。

「踊る大捜査線」は、いかりや長介扮する老刑事が、昔は柳葉敏郎が老刑事と一緒に、捜査を教えられるわけですよ。柳葉敏郎は多分キャリア官僚なんでしょう。それが、いかりや長介は、老刑事は老刑事のままで、そして柳葉敏郎は管理官になつていくわけです。それを遠くで見るいかりや長介が、おれは彼にはもう話しかけられないんだと言いうシーンを僕は痛烈に覚えていまして、警察の幹部の方、漆間長官もそうなんですけれども、部下

の方を思う気持ちというのは、本当に部下の方を思っているかどうかをもう一度考えた方がいいと思うんです。

老刑事のその心境まで理解して仕事をしたとすれば、パソコンの話、余計な出費を、余り給料の高くない警察官の皆さんに買わせるということはなかつたと思う。仕事の仕方として、部下を思う気持ちというものが、しっかりと思つてゐるかどうか

そういうのをよく考えて仕事をしてほしいんですね。そうでないと、多分さまざまな組織の不祥事、これも規律を正さなくてはいけない。ただ一人を処罰したからそれで責任が済むのではなくて、私は必要なのは管理責任だと思ってるんです。県警本部長さんの責任かもしれない、あるいは中央

責任をとらせるのではなくて、責任をとるのは自分たちだ、そういう意識を持つていて仕事されると、さらにいい仕事ができるかなと考えております。

この間も、我が泉委員からパソコンの問題を御指摘させていただきました。ぜひ今後とも工夫をして、ほかにもあるかもしれませんので、例えば捜査費の問題ですか、捜査費の問題につきまして、本当に大丈夫なのか、捜査費を不正を行うこ

となく、十分にできるだけの捜査ができるのか
と、私は、レクをしていただいてる警察官の、
要は役所の方に伺うんですけれども、大丈夫だと
は皆さん言つんですね。でも、本音かどうかは私
はわからぬわけです。よりよい捜査のために、
捜査費が三万一千歳つること、うつことを聞いて、

本当にそれが大丈夫なのかどうか。
本当に今までの事件が、外国人の方も多くなってきたり、あるいは経済犯罪もふえてきたり、捜査対象が違うから捜査費が少なくなつたのもかもしれないし、さまざまなことがあると思うので、できるだけ皆さんが働きやすい環境を、コンプライアンス、遵法意識に基づいてやってほしいなど思うんです。その点について、少し国家公安なども、それで大丈夫だとも聞いていますけれども、本当にそれが大丈夫なのかどうか。

委員長の御意見を伺わせてください。

責任、しかし、同時にまた、その指示を受けて働く方々の熱意、いわゆるモラル、そういうようなものが非常に大事で、そういうものを培っていくことが、やはり幹部職員の非常に重要な役割だというふうに思います。その点は先生おつ

しゃられる」とおりでござります。
今、捜査費のお話も出たところでござります
が、そういうものが実際にうまくどういうふうに
使われているのかという御指摘でございますの
で、それについて一言申し上げますと、捜査費の
執行については、平成十三年度に捜査諸雜費制度

を導入したことによって、捜査員が捜査費を柔軟かつ機動的に執行できるようにしたということでもござります。

また、警察庁及び都道府県警察においては、捜査費の執行に関する解説資料を作成、配付するな

とし、職員に予算執行の手続に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を認識させる取り組みを進めてきたところでもございます。

の合理化に関する第一線の意見を踏まえつつ、引き続き捜査費の執行について検討を進め、効果的な予算執行に努めているところでございます。本当に、捜査費というのは、ほかの省庁にはない警察特有な、そういうお金の使い方になるもので十分、一妥協にならぬところ、まさに、こし

そこで第一線の刑事さん等には、なかなか使いにくい関係もあったかなというふうに思います。そういうものをやはりきちっと整理して、今回、そういうものが適正に使われるようなルールづくりもしっかりとやらせていただき、その際には、今委員おっしゃったように、それを使う方の意見も取り入れていろいろやらせていただいて、結果的には、検査諸雜費制度というものを導入して今やっているところでございます。

○大島(教)委員 委員長にお願いしたいんですけれども、昨年、当委員会として愛媛県まで派遣を行いました、調査の上、愛媛県警からも調査の報告をいたいただいております。

今回は、その調査の報告に對してそこが生じていると推察されることもありますので、当委員会に対し再度調査報告を行うということを理事会で検討していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○佐藤委員長 かしこまりました。理事会で協議させていただきます。

○大島(教)委員 これは、今のは筆頭理事としてのお願いでございます。

次なんですけれども、これから各委員の方から駐車違反のお話があると思います。私、よく我が党として、今、後藤田正晴さんの引用を使う方が多いんですけども、今から十年以上前ですか、なるほどだなと思いましたのは、交通違反の取り締まりに関して、なぜ新聞発表、事前にここで取り締まるということを発表しているのか、それは、警察権力の行使というのは抑止力としての行使であるという多分後藤田正晴さんの文章を読んだことがあります、なるほどだなと思いまし

た。

これから、交通違反の取り締まりに関しても、そのような、要は、罰金を多く集めるために交通違反を取り締まるのではなくて、あくまで警察権力は抑止力として使つていかれるのか、その点についての御見解を伺えればと思います。よろしくお願いをいたします。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

御質問のありましたとおり、これは駐車違反に限りませんが、交通違反の取り締まりは、取り締まること自体が目的ではありませんで、交通秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的として行つております、その目的の達成に必要な限りで行われるものでございます。

したがいまして、新制度におきます駐車違反取締まりも、このような考え方によつて、必ずしも、このように配慮をしていただ

ります。

○佐藤委員長 お答えいたしました。

○安藤政府参考人 お答えいたしました。

今委員御指摘のように、インドネシアに対する警察支援というのは大変重要な意義を持っておりまして、しかも、御指摘のように、イスラムで一大広報啓発活動を積極的に行いまして、国民の十分な理解を得ながら、また、従来以上に悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を志向した、めり張りをつけた取り締まりを推進してまいる所存でございます。

○大島(教)委員 最後なんですけれども、全然今までのとは違いまして、おととしの暮れに、印度ネシアで、JICAが行つてあるインドネシアの警察に対する取り組みを、取材を見せていただきましたことがあります。

インドネシアは、人口が二億五千万で、イスラム教圏では一番大きな国。その警察は、前は軍の警察だったんですけども、数年前に市民警察ということで分離しまして、そこの指導を、交番の指導、どうやって交番をつくって、どうやって警察の捜査をしていくのか、その指導に日本の警察庁の皆さん始め多くの方が携わつていらつしゃいました。

そこで、印度ネシアの警察の方も、毎年毎年何人、何十人の方が日本に研修に来ていまして、皆さん、日本の研修を受けたことは非常に誇りを持っているらつしゃるんです。

そして、印度ネシアの警察機構が日本の警察機構を手本にしてでき上がるということはすばらしいと私は考えていまして、毎年受け入れている

こと、将来印度ネシアの警察の幹部になる方持つて、将来印度ネシアの警察の幹部になる方

ですから、ぜひこれまで以上に配慮をしていただきたいと思います。

○佐藤委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党的市村でございます。

三十分いただきまして、午前中、質問させていただきます。

○佐藤委員長 佐賀県の唐津市で、小学校五年生の家原毅君がひかれて、連れ去られ、放置されるという事件が起きました。この事件について、きょう少し、またこの事件及びこの事件に関連して、私がちょっといろいろ思つてることがありまして、そのことをついて議論させていただきたいと存じております。

まず、この事件で、なぜこの逮捕された犯人は、もし逃げたいというのであれば、毅君をその場に放置して、まさにその場に置いて、置き去りにして逃げた方がいいわけですね。ところが、この犯人は、一たん毅君を車に乗せて、ダンプに乗せて、そして連れ去った上で放置をしているんです。

また、他方、印度ネシア側の方から我が国の方に研修に来られるということもやつておりますが、これまで、長期及び短期の専門家、延べ三十名、短期が一名派遣されておりまして、それが、組織運営とか鑑識活動とか薬物対策など、各分野で指導を行つております。

また、他方、印度ネシア側の方から我が国の方に研修に来られるということもやつておりますが、これまで、長期及び短期の専門家、延べ三十名、短期が一名派遣されておりまして、それが、組織運営とか鑑識活動とか薬物対策など、各分野で指導を行つております。

また、最近、印度ネシア側のこの日本での研修実施して、今御指摘のように、印度ネシア側の高い評価を得ているものと承知しておりますし、これは、各県で受け入れました。

これは、各県で受け入れました。これは印度ネシア側の具体的ニーズ等を勘案する必要がありま

すけれども、警察廳としては、関係機関と連携をして、さらには印度ネシア国家警察ともよく協議をしながら、できる限り印度ネシア側のニーズにこたえることができるよう、さらなる努力をしてまいりたいと思います。

○矢代政府参考人 ありがとうございました。

それで、今委員のお尋ねのように、今後の方向

性といいますか、拡大についてといふことであります

が、もちろん、これは受け入れ先の各県の対応能力とか、JICAの予算、あるいは印度ネ

シアル側の具体的ニーズ等を勘案する必要がありま

中で飲酒をしたというようなことが、供述はまだ、そういった話というのは、疑いというのではなくでありますか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

飲酒をしておったという状況があつたという報告は、受けておりません。

○市村委員 実は、この事件を私が聞いたときに、ぱつと思いつきましたのは、約一年半前に、実は私は、委員会で質問しませんでしたけれども、警察庁の方と議論したことがござります。それは何かといいますと、どうもこの国では、逃げ得、ひき逃げ得があるのでないかということでございます。

そのときの議論、そのときは、法務省の方と警察の方で一遍検討するというお話をありましたから、たしかあればおととしの暮れだったと思いますけれども、では年明けにもう一度、一遍その検討結果を聞かせてください、こういう話で終わつていたんです。が、ちょうど去年は本当にいろいろなことがありますし、私もこのことについて、頭の中での記憶が薄れていたということがありました。そういうふうなつたのかなということともう一度議論するということは行いませんでした。

しかし、今回、あのときの議論を思い出したんですね。もし、このひいた犯人、ひき逃げした犯人が飲酒をしていましたと考えたときに、非常にこれは重要な問題をここに提起することになるんですね。

ここで、法務省の方にきょう来ていただいてますけれども、いろいろ、ちょっと細かく教えていただきたいと思います。

この犯人は、今回、毅君を車に乗せて連れ去つて、しかも放置してしまつたわけでございますけれども、もしこの犯人がそこで彼をしっかりと病院に運んだとした場合は、この場合の罪はどういう罪になりますでしょうか。

○大林政府参考人 まず、事故を起こしたという

ことでございますので、通常は業務上過失傷害罪というものが成立すると思います。

それから、今、病院に連れていった、これがまた、実事関係によりますので一般論で申し上げますけれども、最初から病院に連れていく、こういう趣旨で車に乗せて病院に連れていったということがあります。

○市村委員 ちょっと細かく聞いてまいります。では、これは、この子を、毅君を現場に放置して、つまりいわゆるひき逃げをした場合はどういふう懲役に問われる可能性が高い、あるということでしょうか。

○大林政府参考人 まず、業務上過失傷害は、刑法第二百十一条第一項前段により、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金と定められています。

○市村委員 五年以下ということですが、毅君もしくは禁錮または八十万円以下の罰金、このようになります。

それから、今の、いわゆるひき逃げといいますか、その場を助けることなく離れてしまうという不教護、不申告罪の刑は、道路交通法第百七十七条により、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金と定められているところでございます。

○市村委員 今の五年以下ということですが、いわゆるひき逃げ、いわゆる不教護、不申告の場合も五年以下でしたか。

一・五倍の七年六ヶ月

○大林政府参考人 今は、その罪自体、いわゆる法定刑というものを御紹介したわけでござります。

それで、今おっしゃられるように、その二つを、仮に裁判で刑を問うということになりますけれども、いろいろ、ちょっと細かく教えていただきたいと思います。

この犯人は、今回、毅君を車に乗せて連れ去つて、しかも放置してしまつたわけでございますけれども、もしこの犯人がそこで彼をしっかりと病院に運んだとした場合は、この場合の罪はどういう罪になりますでしょうか。

○大林政府参考人 もし、これ、お酒を飲んでいた、酒気帯びをした段階ではねた、そして、その子供なり、はねた方を病院に連れていったといった場合はどうなりますか。

○市村委員 もし、これ、お酒を飲んでいた、酒気帯びをした段階で車に乗せて病院に連れていった、これが成立しないということにならうかと思ひます。

○市村委員 ちょっと細かく聞いてまいります。では、これは、この子を、毅君を現場に放置して、つまりいわゆるひき逃げをした場合はどういふう懲役に問われる可能性が高い、あるということでしょうか。

○大林政府参考人 まず、業務上過失傷害罪は、刑法第二百八十二条の二に規定がございまして、「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処する。」と定められております。

○市村委員 先ほど酒気帯びのことをお尋ねしました。この酒気帯びという状態と危険運転の状態というはどういうふうな定義があるんでしょうか。

○大林政府参考人 酒気帯びにつきましては、道路交通法第百七十七条の四の第二号におきまして、「六十五条第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの」ということで、これがまた、道路交通法施行令で、「アルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・一五ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。」こういう規定がござります。

○市村委員 もし、これ、お酒を飲んでいた、酒気帯びをした段階で車に乗せて病院に連れていった、これが成立しないことになります。

○大林政府参考人 まず、業務上過失傷害罪は、刑法第二百八十二条の二に規定がございまして、「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処する。」と定められております。

○市村委員 さてここで、今、酒気帯びのことまではお尋ねしました。そして、実は危険運転致死傷罪がございますね。この場合だとどうなりますでしょうか。

○市村委員 さてここで、今、酒気帯びのことまではお尋ねしました。そして、実は危険運転致死傷罪は、正常な運転が困難な状態、これを自分も認めしながら、その状態で自動車を運転して、過失によって事故を起こす場合もあります。先ほど申し上げた業務上過失傷害罪の両罪が成立する、しかも今のような併合罪の処理をする場合は、先ほど述べたように、普通はその長期の二分の一を加えたものが刑の長期となりますけれども、この場合は、ただし書きの適用によりまして、六年以下の懲役または禁錮もしくは八十万円以下の罰金、このようになります。

○市村委員 さてここで、今、酒気帯びのことまではお尋ねしました。そして、実は危険運転致死傷罪がございますね。この場合だとどうなりますでしょうか。

○市村委員 さてここで、今、酒気帯びのことまではお尋ねしました。そして、実は危険運転致死傷罪は、正常な運転が困難な状態、これを自分も認めながら、その状態で自動車を運転して、過失によって事故を起こす場合もあります。それは、業務上過失傷害と酒気帯び運転罪と両方が問われることになります。

それから、今御指摘のありました危険運転致死傷罪は、正常な運転が困難な状態、これを自分も認めながら、その状態で自動車を運転して負傷させた要するに、アルコールの、正常な運転のできない状態を認識しながら事故を起こす、必然的な関係のあるような、そういう面においては、事故 자체は過失犯なんですねけれども、その前の自分の認識 자체は、もう事故が必然ですべては限らない。あるいは、仮に先ほどのように業務上過失傷害に問われるような事故を起こした場合に、飲酒のほかに事情がある、ほかの事情によつて、過失によって事故を起こす場合もあります。それは、業務上過失傷害と酒気帯び運転罪と両方が問われることになります。

それから、今御指摘のありました危険運転致死傷罪は、正常な運転が困難な状態、これを自分も認めながら、その状態で自動車を運転して負傷させた要するに、アルコールの、正常な運転のできない状態を認識しながら事故を起こす、必然的な関係のあるような、そういう面においては、事故 자체は過失犯なんですねけれども、その前の自分の認識 자체は、もう事故が必然ですべては限らない。あるいは、仮に先ほどのように業務上過失傷害に問われるような事故を起こした場合に、飲酒のほかに事情がある、ほかの事情によつて、過失によって事故を起こす場合もあります。それは、業務上過失傷害と酒気帯び運転罪と両方が問われることになります。

それから、今御指摘のありました危険運転致死傷罪は、正常な運転が困難な状態、これを自分も認めながら、その状態で自動車を運転して負傷させた要するに、アルコールの、正常な運転のできない状態を認識しながら事故を起こす、必然的な関係のあるような、そういう面においては、事故 자체は過失犯なんですねけれども、その前の自分の認識 자체は、もう事故が必然ですべては限らない。あるいは、仮に先ほどのように業務上過失傷害に問われるような事故を起こした場合に、飲酒のほかに事情がある、ほかの事情によつて、過失によって事故を起こす場合もあります。それは、業務上過失傷害と酒気帯び運転罪と両方が問われることになります。

これはばれると嫌だなということでそこに放置しますね。

大林政府参考人 お答えいたします。
まず、今御指摘の点でございます。

これはばれると嫌だなということでそこに放置したとしますね。

大体、アルコールは八時間で抜けれるというふうに言われていますから、結局八時間後、アルコールが抜けた後に、今回の場合は、ここで放置してしまったために殺人未遂罪までが適用される可能性も出てきたわけありますけれども、もし、その現場に毅君を残したまま逃げておいて、酒を飲んでいるということもあって逃げておいて、八時間たって酔いがさめた段階で、ちょっと怖くなつて逃げましたというふうに出頭してきた場合は、アルコールを飲んでいたかどうかというのを知らないんですね。

アルコールを飲んでいた段階で、もし連れていったら、ひょっとしたら酒気帯びどころか危険運転致死傷罪に問われる可能性もある。懲役十五年、もしくは、はねた相手が死んだ場合は二十年になります。ところが、アルコールが抜けた後、怖くなつて逃げたんですけど、いわゆる一般的なひき逃げ、いわゆる不救護、不申告になりますして、これは最高で七年六ヶ月ということになるんですね。

だからこそ、私は、一年半前に、これは逃げ得を許す可能性がありますと。すなわち、とりあえず、酒を飲んで人をひいた場合はまず逃げておこう。そして、酔いがさめて、怖くなつて逃げましたと言つて出ていこう。そうすると、もし相手が亡くなつちゃつた、要するに死亡した場合は二十年、七年六ヶ月と、これは全然違いいがあるので、もつと低くなります。実際はもつと低くなるわけですね。だから、ここに逃げ得を許している法的不備があるのでないかということを、実は一年半前に私は議論しておつたわけあります。

そして、法務省と警察が一遍話をしますからと言つていたんですが、では、その後、一体どういふ検討をなされたのか、ちょっと教えてください。

○大臣政府参考人 お答えいたします。
まず、今御指摘の点でございます。
確かに、アルコールの立証の問題について、逃げることによってそこが立証しにくくなる、困難になる場合があるということはそのとおりだと思います。
ただ、今御指摘の危険運転致死傷罪については、非常に最近重大事故も起こしているということでこのような重い刑ができるわけですが、そもそも、基本的に、捜査機関におきましては、この犯罪が適用できる可能性のあるものについては、警察においても検察においても努力しているところでございます。
ですから、例えばアルコールを立証されないために逃げるという場合はありますけれども、通常、捜査機関としては、犯人が特定になつた場合に、その前後の被疑者の状況を当然調べますし、飲酒していた先の酒量も調べますし、あるいは現場の状況を見る。
例えば、我々はスリップ痕と言っていますけれども、ブレーキをかけた場合に、急ブレーキをかけますと路上に跡がつくんですね。そうすると、そういうスリップ痕が全くないということは、本人が全然認識できないような状態にあつたということになりますし、そのスリップ痕が例え蛇行みたいな形についていれば当然酔いを推測させるとか、あるいは被疑者が犯行後どういう行動をとつたかということなんかを裏づけ捜査することによって、できる限り危険運転致死傷罪が成立するものについては立証に努めているという状況にあります。
ちなみに、統計でございますが、警察から検察庁への事件送致時ににおいて、業務上過失致死傷罪、あるいは今おっしゃるひき逃げ、あるいはアルコールのそういう道路交通法違反で送致されたものにつきまして、その後、送致後に警察と検察が協力しまして、これを危険運転致死傷罪で起訴するまで持つていてるという事例も最近非常にふえておりまして、実務上の運用としてはでき

るだけ努力しているということを御理解いただきたいと思います。

それから次に、法律の問題でございます。

道路交通法につきましては、御案内のとおり、警察の所管する法律でございます。また、そのことについては所管庁にお聞きいただきたいなど。ただ、うちの方としては業務上過失のいわゆる一般刑法の方を持つていて、それについて私どもも、委員がおっしゃるように、今、危険運転致死傷と業務上過失との差が非常に大きいものですから、これでいいのかどうかという問題意識は持っております。

今後さらに警察と検討して、今のように、逃げ得を許さない形にする必要があるんじやないかという問題意識から、さらにこれは検討させていただきたい、このように考えております。

○市村委員 今、警察の現場の御苦労も法務省皆さんの方からお話をいただきました。ですけれども、私がここで問題にしているのは、警察が現場で怠慢をしているということではありません。

だから、実は一番問題は、そういうことがもしドライバーの心の中に、ここは逃げた方がいいかなという心があった場合、ひょっとしたら今回も、まだわかりませんよ、今回の事件はたまたま私は一つの例として使っているだけであって、一般論的に考えたときに、一遍逃げておこうかなというような意識をもつドライバーが持っていたとすると、ひょっとしたら今回のケースで、冒頭に申し上げましたが、一たんは、まずい、助けてあげようとなんて乗せたかもしれないですね、病院に運ぼうと。

ところが、よく考えてみるとこれはやはり自分のためにならないなと思って放置したとしたら、これは法律の不備によつて一人の子供の命が、ひょっとしたら今回、今は意識がまだ不明といいますか、まだ意識が戻らない状態だということでありますから予断を許さないわけでございますけれども、これは大変重大なことになるわけですね。

ある意味で、そこにはほっておいてくれた方がよかつたんです。今回の場合は。ところが、一たんは助けようと思ったかもしれない、だから、それが私には心にひつかつてることなんですね。ひょっとしたら一たんは助けようと思ったかもしないんですよ。もし逃げたかったら、多分そのまま逃げたと思います。ひょっとしたら一たん助けようと思った上で、しかしということがあつたとしたら、これは大きな問題だということなんですね。そこを問題にしているんです。

だから、現場の警察官の対応とかいうことを問題にしているわけじゃないんですね。そうした意識をひょっととしてドライバーにつくつてしまつたとすれば大きな問題だ。

結局、逃げ得というものが、一般に、いわゆる下世話な言葉で言えば逃げ得なんです、逃げ得。逃げた方が得やということがあるとすれば大変問題だというふうに思っていますが、国家公安委員長、いかがでしようか、今このような議論をお聞きになられて、国家公安委員長として。

やはり今、業務上過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の間に大変開きがあるわけです。この開きが、まさに酒を飲んでいるか飲んでいないかといふこと、酒気帯びと危険運転についての線引きというのは非常に難しいんですね。結局、酒を飲んでいるか飲んでいないかなんですね。

酒を飲んでいるか飲んでいないかで非常に大きくな開きになつてているという場合、しかも酒は八時間でさめてしまう、八時間で。では、まず八時間逃げれば、後は、例えば仲間で飲んでいたとか店で飲んでいた場合は確かに後から足がつく場合もありますけれども、そうじやなくて、例えばダンプの中で一人で飲んでいた、缶チューハイかカツブ酒を飲んでいた、空はそのまま捨てちゃつた、それで運転していたという場合は、後から証明しががないんですよ。後から、おまえ、飲んでいただろ」と言われても、本人が、いや、飲んでいませんと言われたら、これは多分証明は不可能だと思います。

の方に、情報提供者にも直接お会いをしてきたところでありまして、その方の思いも含めて、国家公安委員長の決断をお願いいたしたい、こういうふうに思います。

資料一、二、三とありますのが、今回の検査報告書でございます。

大臣、ちょっと見ていただきたいんですが、この検査報告書は、私は余り様式はわかりませんが、「情報提供謝札を交付したのでその状況について報告する。」という様式になつていて、北海道警察の場合も、相手、情報協力費を払った協力者に聞かなくとも、こういった検査報告書で支払つたんだということを確認したんだということを盛んに言われた、まさにその検査報告書だらうというふうに思つておるわけであります。

被害者、これは殺人事件という形でございました。そして、検査対象者、大臣、次の二ページ目を見ていただきたいんですが、情報提供者のお名前も記載し、これはお魚屋、鮮魚商を営んで、本当にその地域で堅実なお店を構えておりました。私はこの方と奥さんとそして息子さん、三名に直接お聞きをいたしたところでございます。

まず、事情聴取状況ということが書かれておりましたが、これは、協力を依頼していたところ、情報提供者から連絡があつて面接をしたというような書きぶりになつていますが、こちら側から、情報提供者からこういった連絡をした、そういうことは全くない、こういうふうに明言をしておりました。

そして、次のところに、私の二重線を引いてあります。この被疑者と宇和島市内のスナックで酒を飲んでいたところというような書きぶりをしておりますが、彼自身は、こういった飲食店に行つたことはない、しかも、このスナックにて検査対象者に会つたこともない、こういうふうに明確に言つておりました。その後に、被疑者に対しても、このスナックで酒を飲んでいたところというふうに思つて検査対象者に会つたこともない、こういふな、殺しはおまえがやつたんやろうが、殺した

後死体をどこに隠しとつたのぞ、こういつた直接話法で書いております。そしてこの被疑者は、別に怒る風もなく、山に隠しとつたわ、そう言つたふうに思つます。

次の三ページをごらんいただきたいんですが、別に怒る風もなく、山に隠しとつたわ、そう言つたふうになつていています。

私の線を引いてあるんですが、そしてこの情報提供者は、自分には○○が犯人としか思えません。また、犯人ではなくてはあのような返事はできません。こういうことをこの警察官に申し立てたもの

ということになつておるわけであります。

そして、この情報提供者は、いつでも警察に協力するというような申し立てをした、こういうふうに書いておりますが、私が状況を本人から直接聞いた中では、今私が言つたことは、一切こういつたお話はしていません、また、彼が山に隠しどつたぞといつて書いたことは私は全くない、こうふうに明確に言つておるわけであります。

まず大臣に、この情報提供者が私が述べたことどこの検査報告書の食い違いについてどのように感じられるか、感想でもよろしいですから、お聞かせをいただきたいと思います。

○齊掛国務大臣 この資料は今ここで初めて見せていただいたわけでございまして、この資料がその流出資料であるかどうか、またその内容がどうかということについては、私自身、今言われたことは理解しておりますけれども、それが事実となる

うであるかということについては、私も今わかりませんので、これについてどうということはお答えできません。

ただ、一般的に申し上げれば、やはりこういうものが出て、いろいろな面で社会的にも非常に御迷惑をかけている方々も多いわけでございました。

情報提供は、先ほど言つたように、こんな断定的なものではない。鮮魚商でありますから、被疑者と目される方と市場で顔見知り程度で、こんなスナックで話したこともなければ、全くそんなことはない、こういつたことも全く私はそういう発言をしていないということであります。

その調査結果を待つて、しっかりと判断して対応していきたいというふうに考えております。

には、警察庁もウイニーに流出している全貌を把握したというふうに私どもの部門会議でも報告をしておりますが、週刊朝日が取材に来たその夜十時ごろ、鮮魚商ですから本当は朝が早いんですが、その日の夜の十時ごろ、どういう情報をつけたんだのか、警察官、小林さんという方が見えられ、申しわけないという謝罪をしてきた。そして、週刊朝日はどんなことを取材したのかという

ような形であります。この間、三回ほど情報提供者の方に来ておるということです。

この情報提供者は、私はこんなことは言つていません。ぜひその当時の情報をとりに来た警察官に会わせてほしい、なぜこんな私が言つてもいいないことを断定的に事細かに全く捏造したような形で書かれるのか、きちんとこの警察官を連れてきてほしいと言つたことに対し、次回、二回目です

が、コンピューター関係に詳しい警察官、全くその当時の検査に来た者ではなくて、名前も聞かせていただきましたが、その方と来て、下書きとごちやごちやになつたというような話で弁解をしていました。

しかし、皆さん、私が言つたように、直接話法で書いております。直接話法での提供者が言つたかのような書きぶりであります。御本人は、どうして下書きとごちやごちやになつたのか、とても理解ができないと。私がお聞かせをいたいたこの方は、非常に普通の市民であります。下書きとごちやごちやになるような書きぶりではな

いのではない、きちんと説明してほしい、下書きがあるのであればそれも見せてほしい、こういふ

うふうに言つておるんですが、当時の検査に携わつた本人も来ないし、ただ謝りに来るだけであるということです。

先生も今おおしゃつたように、いろいろこの流れの中に出でてきた人たちにとつても、今申し上げたように、これが表に出て警察官がどうということは、それが真実であるかどうかも踏まえて、非常に影響の及ぼすことでもありますので、そういう個々の関係者のことについては答弁を差し控えさせていただきます。

○鉢呂委員 それは大臣、違うんです。こういう具体的なものが流出していない場合はそういうふうに答弁されてもいいかもわかりません。しか

実と異なるようないつた報告書になつておるのか、これを話してほしいというふうに私にも懇請しております。

それは小さい町でありますから、やはりこういう話が広がつて、被疑者と言われている人も近くにいるんだそうであります。非常に、やはりおそれというか心配というか、こういつた形ではない、本当に抽象的な話で、知つている程度の話しかしていないにもかかわらず、こんな断定的な話になつておるということです。

大臣、どのようにお思いですか、私の今しゃべつたことに対して。

○齊掛国務大臣 今いろいろ委員からお話をございました。それは、委員としていろいろ現地調査等を通じて把握されたことであるというふうに思いますが、私の方から申し上げれば、愛媛県警察において、現在、流出したと見られる資料等の詳細を調査しているところもあり、調査の過程においては、検査費にかかるものも視野に入れておるというふうに認識しております。

当該調査の過程で、個々の具体的な状況を勘案した上で、個人情報が流出した方々に対し、誠意を持って説明し、謝罪等をしているところであります。ですが、具体的にだれに謝罪したのかや謝罪の内容等については、流出した情報の特定にもつながり、また関係者のプライバシーの観点からも、答弁を差し控えた。

先生も今おおしゃつたように、いろいろこの流れの中に出でてきた人たちにとつても、今申し上げたように、これが表に出て警察官がどうという

ことは、それが真実であるかどうかも踏まえて、非常に影響の及ぼすことでもありますので、そういう個々の関係者のことについては答弁を差し控えさせていただきます。

○鉢呂委員 それは大臣、違うんです。こういう具体的なものが流出していない場合はそういうふうに答弁されてもいいかもわかりません。しか

し、もう実名入りで、先ほど言いましたように、

御本人は非常な不安感を持つております。

御本人が言うのは、この際、先ほど大臣は誠意を持って謝罪云々と言いました、先ほどのこの情報提供者が求めるその中身はどうであったのか。

ごちやごちやになつて混同して、これは間違いであつたかのよう警察は言つておるようですが、なぜこういう間違いになつたのか、これをきちっと責任ある対応をしておらない。

これは、大臣、プライバシーの侵害になるとかいう、もう既にこういうふうに流れてるんでよ。当委員会でも実名入りで私も出させていただく、こういつた実態になつておるんですよ。

むしろ、プライバシーの侵害を超えて、二次被害というか、本人は、県警の責任者、本部長が、この中身については全くの間違いであつた、こう

いうふうに公表してもらわなければ、相手にも伝わらなければ、本人に違いであるかのよう一般的な話では、本人は本当に納得できないというふうに明確に言つておつたわけであります。大臣、

相手の被疑者は、被疑者にどういうふうに警察が接触をしているのかわかりません。しかし、最も限、この情報提供者は表向きこういうことを言つたというふうに思われておるだろう、この本人の心労ということは大変なものがある。鉢呂さん、この委員会で大臣に、県警に対しきちつと、この事案についてはこうであつて、ここは間違いであるということを明確に指導していただくようになつてほしと私は懇請されました。この御本人の思いは間違つておるでしょか。大臣、これは、単にここで認めればこれを認めることになるといふような問題では、もう違うのではないですか。いかがですか。

○査掛國務大臣 委員の言われるような形でしつかりする上においても、まずは事実がどうであるのかを確認することが何よりも必要でござります。

その上で、的確な対応、判断をしていくことが必要であり、現在愛媛県警におきまして鋭意この

調査を進めておるところでござりますので、速やかに、その調査を待つて、それを踏まえた上でいろいろ判断していきたいというふうに考えております。

○鉢呂委員 私はもうこれで三週間、三回目であります。流出をしてからもう二ヶ月を超えています。大臣、本当の誠意があれば、大臣が、一部捜査報告書を見たというふうに先ほど大島筆頭理事

の質問に対し御答弁があつたと思ひます。私は、これはやはり速やかにやるべきことである。万が一、二次事件のようなものが起きたらどうするんですか。

まあ、大臣は私の誠意は何回もしやべつてあるうちに御理解してくれると、また来週もありますから、しっかりとやりますけれども。

そして、問題は、この捜査報告書は謝礼の交付になつておるんです。このとき一回しか来ていなか

りますけれどもね。御本人が言つているのは、私は間違いないと思いますよ。そうであれば、速やかな対応をするのが本当じゃないですか。どうです

か。

まあ、大臣は私の誠意は何回もしやべつているうちに御理解してくれると、また来週もありますけれどもね。御本人が言つているのは、私は間違いないと思いますよ。そうであれば、速やかな対応をするのが本当じゃないですか。どうです

か。

私は、この資料には提示していませんけれども、もう一方にもお会いしました。もう一方は、この情報提供者の住所、生年月日を部分的に改ざんしている、番地とか若干違うという方であります。

意図があるのか。旭川中央署のものも、見れば架空であるような実名であるような、そういうふうに言つています。

私は、この資料には提示していませんけれども、もう一方にもお会いしました。もう一方は、監査指示をするという立場にあるのではないですか。私はこのように思います、大臣の御答弁、お願いします。

○査掛國務大臣 今いろいろ言われました中で一つ、物を持つていつたのがどうとかというお詫がござりますけれども、それは決して公的な資金は

捜査協力費の領収書が多かつたんですが、しかし、彼は、この方は、當時警察官と接触はしてきましたが、一切情報提供謝礼は金品含めてもらっていないと私に明言をされました。名前も言つてもいいですが、私はここで言いません。

この前も、前回も言いましたけれども、山本次郎さんは、これはやはり速やかにやるべきことである。山本次郎さんという方は警察の署長、今は現役を退いたようですが、署長だった方の名前かななどいうふうに言つておきましたよ。

この前も言いましたけれども、架空名義の人、あるいはお菓子程度以外は全然金錢をもらっていない、全くもらっていない、こついた名前が出てきているわけです。今と同じような形で、その被疑者の具体的な私がやつたというようなことを書いてある、大臣も見られたということですからおわかりですけれども、非常に具体的、今でも逮捕できそうな情報提供になつておるわけです。

しかし、どうもこれは謝礼交付を受けるための、いかにも値のある情報提供のようだ、そういうふうに先ほどの方も言つておつたわけであります。

大臣、謝礼の提供のことについては、私は何回もここでやつていています。大臣は、愛媛県警に任せおる、その結果を見てということばかりであります。当委員会でも昨年から、この愛媛県警は特に現地調査もしたぐらいのところであります。

そして、二月には、こういった裏金不正経理は全くない、ブールする裏金はないという結論が愛媛県警の調査で出ている事案であります。

そうであれば、大臣、きちんと積極的に大臣が監査指示をするという立場にあるのではないですか。私はこのように思います、大臣の御答弁、お願いします。

○査掛國務大臣 今いろいろ言われました中で一つ、物を持つていつたのがどうとかというお詫がござりますけれども、それは決して公的な資金は

使つているはずがないので、もしそういうことがあつたとすれば、個人的に社会的儀礼の範囲内で、初めての人のところに行くときはやはり何かちょっとそこら辺のものをとることはあつたのかなというふうに思いますが、決して公的資金を使うとか、あるいは組織的にこうするとかいうことはございません。そういうことは厳に慎むよ

う指示いたしております。

それから、先生いろいろ言われますが、基本的には、やはり事実がどうなのか、真実はどうなのか、そういうことをまず知らなければ、いろいろおっしゃったように住所が違つたりなんなりとすること自体も委員おっしゃられておりま

す。私は、そこまでは、そういうことはわかりません。

ですから、そういうことをきちんと、やはり愛媛県警で調査し、その結果をもつていろいろやつていただき、その調査の促進は、速やかにやるよ

うにということで、愛媛県警の方には指示しておられます。

○鉢呂委員 ですから、私も事実をきちんと調査してほしいということをまさに言つておるわけであります。そのための国家公安委員会の指導性も法的にも担保されて、指示権等で前回の不祥事、警察法の改正にもつながつてあるわけでありますから、私は單に是澤という流出をされた警部ではなくて、この捜査に来た人はそれぞれ違つております。したがつて、かなり組織性が高いとも思われます。したがつて、单に愛媛県警に任せておけばいいというものでもないのではないか。

同時に、この前も大臣にお話ししました。決算委員会や内閣委員会で、これは参議院の決算委員会は大変重視しておりますから警告ということ

で、具体的に愛媛県警という固有名詞も挙げてきちんと、速やかな捜査を行うべし、調査を行うべきです。北海道警察、愛媛県警、こういうふうに言つて、国家公安委員会は管理・指示権を適切に行

使して事案の徹底解明を行つて、国民の信頼回復

をするよう最大限の努力を払うこと、こういうふうに決議を上げておるわけであります。

ここからいへば、大臣、私は、この十五件、直

接捜査協力費にかかるだけに、単に待ちの姿勢で、三千ページ、これを全部調査しなければできないというものは全くありません。そして、こういった情報提供者を含めて大変な被害に思つていらっしゃる方が多いんですよ。もっと違う事象では、これは全く犯罪の被疑者でもないのに、いわゆる性交渉の克明な描写さえ一般の国民の実名で漏えいしているんですよ。

こういったものに対して、相手があるわけですから、当事者だけに何かきちんとした謝り方もできなくて、しかも、ちゃんと警察の責任者がこれらに対し適切な対処、対応を全くとらないで来ておる。何か、マスク対応なり、あるいは、いわゆる損害賠償請求、告発でもやらないかどうかというようなおそれで警察が接してきておるのではないかという不安全感さえ持つております。

大臣、私が行つたときに、警察は私の裏をつけているのかどうかわかりませんが、ちょうど小林さんという刑事がお店に入ってきたんですよ。葉子折りを持つていました。今回、謝りに来て、葉子折りは三回のうち二回ほど持つてきましたが、そ

が、今回も、私がちょうどもう話を終えるとき、あつ、警察の人がちょうど来たと息子さんが言って、ですから私も対応させていただきました。葉子折りを持つていてたんですねが、大臣、公のところから出る出ないとかと先ほど言いましたが、そういう問題でもない。

いずれにしても、大臣、これは既に情報が流出をしておるわけです。大臣のそのようなプライバシーの保護ということを一貫して前回まで言つておましたが、その論理はもう超えておる、破綻しますが、その対応を重要案件ごとに、特に、実名で速やかな対応を要するに、出た国民党の皆さんのがきちんと安心できるような公

の発言をするように愛媛県警に指導する、このぐらいは明言をしていただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○鈴掛国務大臣 この愛媛県の流出したものについては、部分的に取り上げて、ここをやる、やらなくて、全体としてどういうことないというのではなくて、全体としてどういうことなのか、内容的に一部わかっているものもございませんが、そういうものの、出てきた資料の真偽がどうなのかも含め、さらには、当該資料の作成の経緯、そういうようなものもきちつと整理した上での流出した資料についての判断をなしていますが、どうなぞ必要であり、そのことを速やかにやるよううに警察当局に今督励しているところであります。

私たちとしても、事の重大性を十分認識し、できる限りのことを尽くしているつもりであります。

○鈴呂委員 大臣、それでは、いつまでにこれを解説して公表できるんですか。明確に言わなければ、これは逃げの姿勢と見られてしまいますよ。

大臣、そんな後ろからのを見なくとも、大臣としての責任で、いつまでにこれを明らかにするのか、もう三ヵ月余になろうとしておるんですから、明言をしてください。

○鈴掛国務大臣 これはなかなか膨大な資料もあり、その真偽、経緯等もいろいろしているわけですから、速やかにやるということで、何月何日までにこれができるというのではなかなかないというふうに思いますが、できる限り速やかにやるように今後とも督励してまいります。

○鈴呂委員 この前もお話ししましたが、今回も

お聞かせをいたいたら、県警は金銭の謝礼の交付について、情報提供者に全然聞かないというんですね。なぜですか。本当に速やかに解明に向かっておるんですか。答えてください。

○佐藤委員長 午後一時三分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田端正広君。

○田端委員 公明党の田端正広でございます。

国家公安委員長また警察庁長官には大変御苦労

ます。

でしょうか。

○鈴呂委員 私がおととい聞いた段階で、その情報提供者は、警察官が今回三度来ているけれども、協力費の謝礼交付について何も聞かない。これで、大臣、この捜査報告書、流出したんですけど、これについての全容解説にきちんと発しておられる、やつておる、こういうふうに言えないじゃありませんか。御答弁願います。

○鈴呂委員 その辺の現場での対応がどういふうであるか、詳細については私は知つております。まだ、今、どの件でどういうものかもよくわからぬふうであるか、詳細については私は知つております。できませんけれども、そういう捜査費の問題も含めて総合的に調査するということをやるよう指示いたしておりますから、そういう形でやつてあるといふものだというふうに思います。

ただ、今、どの件でどういうものかもよくわからぬふうであるか、詳細については私は知つております。できませんので、これは一般的に一日も早く捜査調査した上できつと対応いたします。

○鈴呂委員 情報提供者は大変な心労でございました。できればもう忘れ去りたいという方もございました。大変なプライバシーの逆の侵害、大きな侵害になつてること、大臣としてきつと受けとめて、今までには、愛媛県警と警察庁は逃げの一手だ、こういうふうに受け取られますよ。このことを申し上げまして、午後に質問させていただきます。

終わります。

○佐藤委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

よつて駐車違反の取り締まりが変わること

であります。この問題で、大変マスコミ等でもまたいろいろな国民の方々からの問い合わせ等もあります。一体どうなるんだろうという不安感といいますか、例えば、ちょっと体調が悪くて公園のところでとめてトイレに行つた、その二、三分、五分の間でやられるんじゃないかとか、あるいは、宅配便の方とか商売をなさつている方がお店の前で車をとめて荷物を入れたり出したりといふことがあります。そのため、詳細については私は知つております。まだ、引つ越しとかそういうこともありますし、そういう意味では、私は国民の皆さんのが心配しているのは確かだと思います。

例えば、これは大阪府議会で、現状、去年七万五千件だった交通違反が、交通違反というか切符を切られたのが、ことしは大阪府警本部としては約三倍の八十万件ぐらいにこれからこの一年はなるだろう、こういうことをおつしやつていてますから、国民の皆さんには大変にどうなるのかという心配をされている、こう思います。

したがつて、警察庁長官としては、違反は違反なんですからしょがないですが、しかし、一気に変わるとなると大変なことだと思いますから、そのところをどういうふうに国民に周知徹底するかということが一番大事だと思います。

特に、駐車監視員活動ガイドラインというものを策定し公表する。こうなつてはいるわけですから、この公表のところが今欠けているんではないかと私は危惧しております。

だから、このエリアはどうなるんだということがもつと住民に周知徹底されるようなPR活動、広報活動をぜひやつていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○漆間政府参考人 ただいま委員から御発言がありましたように、六月一日から本当に新しく導入される制度でございますから、国民の方がいろいろ不安に思われているのではないかという点につ

いては私も同じような考え方を持つております。

それで、新しい駐車対策法につきましても、今までかなり準備をずっと進めてきております。

これまで各メディアによる取材、報道を通じて相当量の情報発信がなされた形にもなっておりまし

し、また、警察庁においても、ポスターでなければ広報用ポスターが十二万五千枚それからチラシ百七十万枚というのをつくっておりまして、これはもう既に都道府県に配付しております。そのほか、政府広報を初め各種媒体を活用した広報等を積極的に今まで行つてきたところであります。

ただ、田端委員御指摘のよう、本当にそれが周知されているのかという点は御懸念があろうかと思います。

先ほどお話しの中にありましたように、一番ポイントになりますのはガイドラインのことでありまして、各都道府県警察においても、駐車監視員が重点的に活動する場所あるいは時間帯、そういうものを定めたガイドラインというのを、もう四百七十九署で始まりますが、ホームページを見ていただければ全部載つているという状況であります。私もこれはチェックしております。

ただ、なかなかパソコンが苦手な方もおられますがから、そういう方のために、広報誌とかそういうものも出しておりますし、ともかく、どこの地域での時間帯に駐車監視員が動いているんだということをまず周知徹底させるということに今努めています。これも遺漏なきを期したいと思つています。

○田端委員 新しい制度を導入するわけですか、ぜひその辺のところを、国民の皆さんにトラブルが起こらないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先般、二十日の日に内閣府が公表された世論調査、社会意識に関する世論調査、これは大変興味深い数字が出ておりまして、今社会が悪い方向に向かっている分野という項目で治安といふものが、昨年、平成十七年のときには四七・九%であったのが、ことは三八・三%と一〇%ばかり減りました。そういう意味では治安がよくなったということなんだと思います。特に平成十一年以降ずっと治安がふえていたんすけれども、初めて減りました。

そしてまた、平成五年以降、日本の誇りである治安、これがずっと減少していくんですねけれども、今回の調査でふえました。平成五年のときには治安が日本の誇りと答えた人が五二%いた、しかし、平成十七年には一八%まで減つてしまつた。ことし、十八年の調査で一八だったものが二〇に二ポイント回復した、こういうことであります。

しかし、悪い方向に向かっている分野の第一位であることは変わりない。二位が財政で三三・二%。三位が外交で三一・三%。四位が雇用・労働条件で二八・九%。だから、この治安が三八・三%というのではなく、やはり圧倒的に、まだ第一位、

国民の不安が、大変まだ不安感を持っている人が多いということでありまして、世界一安全な日本を復活させるという小泉内閣の方向、方針にまだまだほど遠い実態ではないかな、こう思うわけであります。

全体としましては、先ほど申し上げましたように、やはりスムーズにこの制度が発足していくく形にしませんと、ますます国民の不安感が高まりますので、広報啓発活動をさらに徹底してやつていただきたいと考えております。

○田端委員 新しい制度を導入するわけですか、ぜひその辺のところを、国民の皆さんにトラブルが起こらないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

で御説明してみたいというふうに思います。

刑法犯の認知件数は、平成十五年以降、三年連続して減少いたしております。特に昨年は、一昨

年比べ一・五%減少するなど、数値的に見ても、治安に改善の兆しが見えつつあると考えております。

また、地域住民等による犯罪の防止に向けた自主的な取り組みも全国各地で活発になりつつあるというふうに考えておりますが、今回の調査結果には、このような状況が反映されているものと考えます。

しかし、委員も御指摘のとおり、依然として刑法犯認知件数は、治安がよいと言っていた昭和四十年代の約二倍でもある上、子供が被害者となる凶悪事件の多発や組織犯罪の深刻化などがあり、治安に対する国民の不安を解消するには至っていないというふうに考えております。

今委員御指摘のとおり、現在の日本で悪い方向に向かっている分野の第一位が依然として治安であります。かなりパーセントは下がってきて、三八%と下がつてはいるものの、第一位であることは変わりはないわけでございます。そういう状態でございまして、何としてもこの改善が必要でございます。

警察といたしましても、近年、DNA型鑑定の活用等の科学捜査力の強化などによる犯罪の着実な検挙に加え、街頭パトロールの強化、空き交番の解消、防犯情報の提供など、犯罪の発生を抑止するための多角的な取り組みを推進しているところであります。

警察では、こうした取り組みを行うための基盤を整備するため、平成十三年度以降、継続して地方警察官の増員を行つてはいるところであります。また、犯罪をさらに抑止するためには、警察による取り組みだけではなく、地域住民や地方自治体と連携し、地域の犯罪抑止力の再生の取り組みに一層の尽力が必要であると考えております。

今後とも、国民が、今委員御指摘の世界一安全な日本の復活を真正に実感できるよう、関係各方ございまして、それをもう少し詳細に、数字を使つ

面と連携しつつ、犯罪抑止対策を強力に推進してまいります。

○田端委員 大臣の方から詳しく述べていただい

たので、警察庁長官、ちょっと次の質問と一緒にお答えいただければと思います。

私は、国民の安心・安全の確保というのは、こ

れはもう政治の大きな柱だ、こう思つております。それで、実は昨年、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇五、これの作成のとき

に、相当私もしっくこの骨太の方針の中身について議論させていただいて、当初、たつた一行しかなかつた「国民の安全・安心の確保」というのを

第三章の一つの大きな柱にしていただきまして、そこで、世界一安心・安全な国日本を復活させる

に、相当私もしっくこの骨太の方針の中身につけて、世界一安心・安全な国日本を復活させる

ということを明確にここで訴えていただきまし

た。

もちろんこれは、自然災害、防災ですね、あるいは交通安全とか、そういうこともすべて含んで安心・安全ということあります。しかし、この中においても、別表の中で具体的なことをずつと書いていただいておりますが、この別表の一一番最初のところに、「国民の安全・安心の確保」というのを一番大きいスペースをとつてはいただいて、この骨太に入れてはいただいた。

これを、長官、今の治安の問題、世論調査の問題も含めて、ことしも、これは去年だけに終わらせたのでは何にもならないと思いますから、ぜひ引き継いではいただいて、安心・安全・特に治安に対する責任を持って、もっと強力にお進めいただきたい、こういう思いでおりまして、私たちも、また全力を挙げてそういうことも訴えさせていただきますけれども、御決意をお伺いしたいと思います。

○漆間政府参考人 先ほど、内閣府の世論調査の結果について大臣の方から御答弁申し上げましたけれども、私は、指数治安というのと体感治安との使い分けをしておりまして、治安という側面には、統計数値で出てくる部分と、それから國

民間各人がいろいろ不安を感じる部分と、やはり違うと思うんですね。

その中で一番、体感治安というのがどうなったかというのを見るのに大変重要な材料だと考へているのが、まさにこの社会意識に関する世論調査でございました。

先ほどの結果で、確かに、悪い方向に向かっているのが、治安が一位ではありますけれども、とりあえず減る方向にはなってきたということでありまして、これは一つには、やはり指數治安がよくなってきたということもずっと続いていますから、それがマスコミ等も報道されますので、その影響もあつたと思います。

また同時に、いわゆるボランティア活動をする団体が昨年約二万、一昨年に比べて二・四倍になつてているというようなこともありますて、身近な自分たちでやつてみると、やはり前に比べてよくなつたのかなということがその結果にあらわれているのかなという感じはします。

そのため、骨太の方針の二〇〇五の際には、田端委員には大変御尽力いただきまして感謝しておりますが、これについては、世界一安全な国日本への復活というの内閣としての最重要課題の一つでもありますので、これはぜひとも達成しなきいかぬというふうに思つております。

警察署としても、捜査力とか、あるいは治安基盤を整備するとかやつてきますが、それだけでなくて、やはりこの治安の問題は怠長く取り組まなきいかぬということを各方面に訴えて、何とか、これから新たな骨太の方針ができるということになろうかと思つていて、まるのように努力を続けていきたいと思つています。

○田端委員 それで、少し具体的なことを伺いま

日のように大きなニュースになつてゐるわけでありまして、こういう子供の安全一つをとつても、やはり国民の不安感というもの、治安に対する悪い方向の一つの要素の大変な流れがここにあるん

だ、こう思うわけです。

例えば、秋田県の藤里小学校の米山豪憲君の事件の場合、非常に残念な事件で、まだ犯人も見つかっていないようありますけれども、この同じ小学校で四年生の畠山彩香さんが四月に水死体で見つかっているという事件がここでも起つていて、それがもう何といつても確保する、安全を確保しなければ子供さんも大変だ、御父兄も大変だ、こう思います。

今、長官の方からボランティアがこういうふうにふえているというお話がございましたが、文部省として今どういうふうにお考えなのか、ちょっとお願いします。簡単で結構です。

○素川政府参考人 お答え申し上げます。

昨年末の広島、柄木の事件などを受けまして、文部科学省におきましては、通学路の安全点検の徹底、要注意箇所の周知徹底とか、また集団登下校などのような児童生徒の登下校時の安全管理の徹底、そしてさらに防犯教室実施などの児童生徒の危険予測、回避能力を身につけさせる安全教育

が、今までの犯罪というのは、犯罪がなぜ起つたかという、その原因ばかりに何かいつていてるんじゃないかと思うんです。そこを少し発想を変えたいただいて、犯罪が起つた場所、犯罪が起つた機会というのはどういう機会で起つてゐるんだろう、こういうことを少し考えていただきたい、こう思います。

例えば、犯罪者が犯罪を起こす場合は、入りやすいところを選ぶ。入りやすいということは、逃げやすいということです。それからもう一つは、外から見えにくい、悪いことをしようと思つているわけですから、見えない、垣根があるとか塀があるとか何か、そういう見えないところを選ぶ。

だから、何をやつたかわからないということを考

して、各種の先進的な防犯関係の取り組み事例集や小学校低学年用の防犯教室用のリーフレットを作成、配付いたしまして、各学校、各地域の施策を支援する取り組みを進めているところでござい

ます。

○田端委員 ことしあたりから、団塊の世代の警察官、退職されたOBの方々、一万人前後ずつずっと統くと思います。だから、ぜひ警察官OBの方にスクールカードリーダーといったところに頑張つていただいて、そして、今お話をあつたような学校安全ボランティアのリーダーになつていただいて、全国、今一千四百のリーダーの枠組みを文科省の方でつけていただいていると思いますが、一人が十校ずつ担当すれば、二万四千の小学

校全体をできるわですか、ぜひうつたことも警察署の方でも指導していただきたい、こう思ひます。

そこで、ちょっと私、きょう申し上げたいのは、今までの犯罪というのは、犯罪がなぜ起つたかという、その原因ばかりに何かいつていてるんじゃないかと思うんです。そこを少し発想を変えたいただいて、犯罪が起つた場所、犯罪が起つた機会というのはどういう機会で起つてゐるんだろう、こういうことを少し考えていただきたい、こう思います。

例えば、犯罪者が犯罪を起こす場合は、入りやすいところを選ぶ。入りやすいということは、逃げやすいということです。それからもう一つは、外から見えにくい、悪いことをしようと思つているわけですから、見えない、垣根があるとか塀があるとか何か、そういう見えないところを選ぶ。

だから、何をやつたかわからないということを考

えるわけですね。

る。大体、子供さんをめぐる事件というのは、この二つが重なつてゐると思います。

だから、ぜひそこのところに注目していただきたい、例えば公園をつくるような市町村の計画の場合に、どういう公園がいいのか。垣根で囲をつくつてしまつて外から見えない公園にしたら、やはり犯罪が起つりやすくなるわけですから、そういうことを通学路の場合もお考えいただきたい、こう思うわけです。

例えば、ニューヨークの犯罪がなぜ減つたか。言われていることは、落書きをなくしたことで減つた、こう言われています。つまり、落書きと

いうことがあります。秩序が乱れてゐる町、こういふふうに思うから、犯罪者はそこに寄つてくる。それから、あそこのビルの窓割れというのがあちは、きちんと管理されていない。管理されていなければ隠れてはいる、潜んでいることができる。こういう犯罪者心理が働いて、それを直したことからニューヨークの犯罪が減つた、こう言われてゐるわけであります。

私は、こういったインフラ整備というのには、警察署のお考えを市町村なんかにも言つていただき、盛り込んでいくことが大変大事ではないかということを御提言申し上げたいと思いますが、長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○漆間政府参考人 私も全く御指摘のとおりだと

思つております。

やはり、犯罪が発生しにくい町づくり、これをきちっと考えて、我々としてもいろいろ提言をす

るというのが大事だと思っています。

そこで、ことし警察署におきましては、安全・安心まちづくり推進要綱というのを定めておりまして、都道府県や市区町村の行う都市計画等の策定に対し、犯罪防止に配慮した町づくりの設

計や防犯設備等が反映されるよう働きかけを行つよう、都道府県警察に対してこの要綱の中

で指示をしておられます。

それを受けて、都道府県警察では、道路に

であります。

ですから、今回ることは、実はこの裏金づくりこれまで、いろいろな委員会で質疑をされておりますが、結局、何か裏金化してそれを使うという慣行がどうも官の世界にはびこっていたと考へる方が自然なんですね。残念ながら、警察は御多分に漏れずにそうであったということでありま

す。

そういうあしき慣行があったた、もうこれは認めていただいて、そして、やはりここで、すべて、きちつと、このことについては、過去についてこういうことがあつたけれども、これは認めて反省する。しかし、今後については絶対ないということをこうやつて公にするしかないと私は思うんですね。

一々やつていたら、ああ、愛媛県警、また北海道、さてどこどこ、ここここといつて、また出てくるに決まっているんです。そのたびごとに、また国家公安委員長が、調査しないとわかりません。事実関係はよくわかりません、調査いたします、もうこんなことを繰り返して、どうにもなりません。我々税金を払っている国民の立場からすると、いいかげんにしてくれという話です。

私は、長官もこれまでそうしたものに、長官が裏金を使つていると意識するとしてないにかかわらず、何かしら職員の中で飲み食いしたとかつたときには、恐らくそれが使われた可能性が高いんですね。だから、であれば、別に長官がそれを知つていたとは言いませんけれども、知らないうちにはそういうこともあつたかもしれない。

ここはやはりお考へいただいて、そして、御自分が、漆間さんが長官のときに、これはもう断とう、これぐらいの思いでこのことに当たつていただきたい、このように私は思つておりますが、長官の思いをちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○彦間政府参考人 私は、「昨年の八月に警察庁長官になりました折に、私が緊急に解決しなきやならない課題の一つとして、治安とそれから信頼の回復ということを挙げました。

信頼の回復ということを入れたのは、まさにその不適正な経理というのが北海道等で起つていた。警察活動というのは、住民あるいは国民の協力なくして実効性のある警察活動をできないわけですから、やはりそういう信頼を取り戻さないと治安の回復にも結びつかないということもあります。

して、その治安と信頼の回復というのを突撃の課題の一つとして挙げました。

それで、私としては、委員からいろいろお話をありましたが、つまり、警察組織が裏金に染まつていただというような、そういう実態にあるといふ、私自身の自分の経験の中でもそういうふうな意識はありません。

それから、確かに北海道、あるいは静岡、福岡、愛媛だ、高知だと起つているとはいいますが、それぞれの都道府県警察でそれなりの慣行といふのがあつたんだろうと思います、特に北海道なんかの場合には組織的な不適正経理が明らかになつてしまつたわけですから。

そういう意味で、私は、こういうものに関しては、ともかく正すものは正す、それから返すものは返す、それから刑事処分も含めて処分すべきものは処分する、この姿勢で臨みます。この形で、

ういう捜査の協力者としての資金をもつた方がもし事実であつたりなかつたりいろいろするわけですが、警官がやはりここは率先して、道理が通るフェアな世の中にしていただきたいんですね。それが教育基本法を改正するよりも何百倍も何千倍も大きな効果を今の日本の子供たち、また日本の社会にもたらすと僕は思いますので、どうぞ長官、その思いを持ってお願いします。

では、質問を終わります。

○佐藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 午前中に続きまして、質問をいたしました。

大臣、昼休みを囲んで時間がたちました。先ほど私は、情報提供者の本当に心からの叫びといひ話したわけでござります。

○佐藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 午前中に続きまして、質問をいたしました。

大臣、昼休みを囲んで時間がたちました。先ほど私は、情報提供者の本当に心からの叫びといひ話したわけでござります。

うのがあつたんだろうと思います、特に北海道なんかの場合には組織的な不適正経理が明らかになつてしまつたわけですから。

そういう意味で、私は、こういうものに関しては、ともかく正すものは正す、それから返すものは返す、それから刑事処分も含めて処分すべきものは処分する、この姿勢で臨みます。この形で、

ういう捜査の協力者としての資金をもつた方がもし事実であつたりなかつたりいろいろするわけですが、警官がやはりここは率先して、道理が通るフェアな世の中にしていただきたいんですね。それが教育基本法を改正するよりも何百倍も何千倍も大きな効果を今の日本の子供たち、また日本の社会にもたらすと僕は思いますので、どうぞ長官、その思いを持ってお願いします。

では、質問を終わります。

○鉢呂委員 大臣、事実認識を誤つておる。もう既にそのお名前は実名を含めて出でておるわけです。私もきょう、理事会でお許しを得て実名を出させていただきました。その実名の出た結果、さまざまの被害が出ておるのでありますから、そこに対するのきちんとした対処は、まず裏金の謝礼の交付の問題は別においてもきちんとやるべきだ。きちんとされておらないんですよ。

例えれば、皆さんから出させていただいた愛媛県警の国費の捜査費、これはもう十四年度に十五件の捜査報告書で謝礼を交付願いたいのものが出ておるんですが、この十四年度が極端に多いんですよ。国費だけであります、八千三百万、次の年は七千万、平成十六年は二千六百万。通常の、十四年度前よりも約一千万多くなっています。

これは推定でありますが、こういった捜査報告書をつくって国費を多く国から出させたという疑

もかく不適正経理をこれから指揮されることのないような、そういう組織にしていくというのが私の責任でありますし、また、もし万が一そういうことが起こるのであれば、先ほど申し上げた三原則に従つて、きちつと対応するというのが私の責任だと思っております。

○市村委員 もう終わりますが、今教育基本法が国会で審議されておりますけれども、やはり今、日本に足りないのは、当たり前のことが当たり前に行われないということ、つまり道理が通らないんです。あと、フェアでないんです。ある人はよくても、ある人には悪いということになります。

ですから、確かに北海道、あるいは静岡、福岡、愛媛だ、高知だと起つているとはいいますが、それぞれの都道府県警察でそれなりの慣行といふのがあつたんだろうと思います、特に北海道なんかの場合には組織的な不適正経理が明らかになつてしまつたわけですから。

そういう意味で、私は、こういうものに関しては、ともかく正すものは正す、それから返すものは返す、それから刑事処分も含めて処分すべきものは処分する、この姿勢で臨みます。この形で、

ういう捜査の協力者としての資金をもつた方がもし事実であつたりなかつたりいろいろするわけですが、警官がやはりここは率先して、道理が通るフェアな世の中にしていただきたいんですね。それが教育基本法を改正するよりも何百倍も何千倍も大きな効果を今の日本の子供たち、また日本の社会にもたらすと僕は思いますので、どうぞ長官、その思いを持ってお願いします。

では、質問を終わります。

○鉢呂委員 大臣、事実認識を誤つておる。もう既にそのお名前は実名を含めて出でておるわけです。私もきょう、理事会でお許しを得て実名を出させていただきました。その実名の出た結果、さまざまの被害が出ておるのでありますから、そこに対するのきちんとした対処は、まず裏金の謝礼の交付の問題は別においてもきちんとやるべきだ。きちんとされておらないんですよ。

例えれば、皆さんから出させていただいた愛媛県警の国費の捜査費、これはもう十四年度に十五件の捜査報告書で謝礼を交付願いたいのものが出ておるんですが、この十四年度が極端に多いんですよ。国費だけであります、八千三百万、次の年は七千万、平成十六年は二千六百万。通常の、十四年度前よりも約一千万多くなっています。

これは推定でありますが、こういった捜査報告書をつくって国費を多く国から出させたという疑

きちゃんと謝罪をすることについて、もう一度大臣の真摯な御答弁をお願いいたします。

○香掛国務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、まず、そのためには、今委員が言われたよう

なことをする前提として、そのことが事実なのかどうか、真偽のほどをしっかりと確かめる、そしてまたそうなつた経緯も確かめる。この流出した資料について、一応、愛媛県警察においてこれをしっかりと調べた、その上でいろいろ判断していくことがあります。

また、今委員自身もおっしゃられるように、そ

ういう捜査の協力者としての資金をもつた方がもし事実であつたりなかつたりいろいろするわけですが、警官がやはりここは率先して、道理が通るフェアな世の中にしていただきたいんですね。それが教育基本法を改正するよりも何百倍も何千倍も大きな効果を今の日本の子供たち、また日本の社会にもたらすと僕は思いますので、どうぞ長官、その思いを持ってお願いします。

では、質問を終わります。

○鉢呂委員 大臣、事実認識を誤つておる。もう既にそのお名前は実名を含めて出でておるわけです。私もきょう、理事会でお許しを得て実名を出させていただきました。その実名の出た結果、さまざまの被害が出ておるのでありますから、そこに対するのきちんとした対処は、まず裏金の謝礼の交付の問題は別においてもきちんとやるべきだ。きちんとされておらないんですよ。

例えれば、皆さんから出させていただいた愛媛県警の国費の捜査費、これはもう十四年度に十五件の捜査報告書で謝礼を交付願いたいのものが出ておるんですが、この十四年度が極端に多いんですよ。国費だけであります、八千三百万、次の年は七千万、平成十六年は二千六百万。通常の、十四年度前よりも約一千万多くなっています。

これは推定でありますが、こういった捜査報告書をつくって国費を多く国から出させたという疑

るいは慣行的に行われたようなそういう不正な会計経理、この中で行われたような私的な流用については事実を確認することはできなかつたということあります。

俱知安署の事案というのは、これはまさに個人の犯罪でありまして、それは私的流用をどういうふうに定義するかによると思ひます。もちろんこれも私的流用だと思いますが、ただし、これは組織的、慣行的に行われたものではありませんで、まさに個人が勝手に、自分の利得を図るために個人犯罪として行つたというものであります。しかも、これについてはかなり巧妙なやり方がされております。

実のところ、確かに実際捜査を遂げてみれば、何だこんなことかとも思われると思いますが、捜査に時間がかかったことでもおわかりのとおり、そこを詰めるまでの時間が非常にかかつたということは、やはりそれだけ巧妙なやり方をしていました。そういう前提に立つて、少なくとも、この俱知安あるいは函館で行われていてる事案についての私的な流用というものと、それから、それまでに解明してきただ私的な流用というものは、これは我々が考へていてる私的な流用とは違つという認識であります。

いずれにしても、基本的に、北海道警察として現実に監査もやり、また、この事件が摘発されているさなか、警察庁も確認の監査をやり、その結果として、いわゆる組織的あるいは慣例的に行われているような不正経理の問題に関して、私的の流用についてはその事実を確認できなかつたというのが出でているわけでござりますので、その見解については今も変わっておりません。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕
○鉢呂委員 長官の御答弁は、それはごまかしである。私的流用に組織的も私的もない、私はこういうふうに思います。あの道警等の調査報告書は、それを区別しておるわけでは全くありません。要するに、私的流用、これがあるかないかど

うかをきちっと把握したかどうかを問うておるわけでございます。

長官は、一昨年十二月に我々の調査本部が行ったときに、あなたはこのような不正経理に手を染めたことがありますか、私は質問いたしましたが、一瞬どころか大分動搖したような御答弁だつたことを鮮明に覚えております。出てきた国会議員、四人であります。先ほど市村さんからお話をありましたように、やはり大臣が正直にこういった不正経理に、あのとき、県警の二課を中心に回つたというふうに聞いておりましたが、あつたのかなかつたのか、きちんと御答弁願いたい。

○添間政府参考人 確かに、昨年の国会の答弁の中でお話はいたしました。基本的に、鉢呂委員が、私が裏金のことについてタッチしたことがあるかという点について、私の態度がうろたえたときなどと何かというとおられますけれども、全然、私としてはそういう気持ちは全くございません。私は、裏金の処理とかそういうものに手を染めたことも全くございませんから、何も

うるたえる必要がありませんので、それは、まさにそういう方向で私を見ておられた、主観的判断が入つているんだろうと私は思つております。

長官はあのとき、捜査二課というのは裏金がつかれない部署なんだというようなたぐいの発言をされました。

○添間政府参考人 捜査二課は裏金をつくれない部署だなんというのを申し上げておりますと、つまり、捜査二課は捜査費を使うところであります。つまり、我々が考へていてる私的流用というのは、先ほど申し上げたように、組織的な、あるいは慣例的な、そういうような不正な経理が行われた中で、個人の利得を図る目的でそれを私的に流用する、こういう部分については、ないと考へていています。

ただ、私は捜査二課を四回連続でやつてきました。

ただ、私自身が裏金をつくるということについて関与したこともございませんし、それから、具体的に裏金をつくつていてるという事実も確認したことはございませんといふことを言っておるわけであつて、捜査二課は裏金をつくる部署ではございませんといふ発言はしておりません。

そこで、これも長官に聞きます。

資料があると思いますが、資料の四ページ、こ

りますが、そのように受けとめたところであります。そして、北海道警察の中身を見ても、道警本部の捜査二課が一番裏金の額が多かつたということです。

それなぜかといいますと、実際に、刑事で立てた額と、それから、今度は会計経理上幾ら返すのかということについては、これは確実に返すべきであります。場合によっては、刑事では立件できなかつた部分について、新たな監査をして、新たにその部分については返すべき額がふえるのかかもしれません。場合によると、逆に減るのかもしれません。

そういうように、この部分については、何も監査しないと言つていいわけじゃなくて、そのときには物理的に監査できる状況でなかつた、したがつて十七年度の分については載つていませんけ

れども、当然のことながら、事件が基本的にはさ

まつた段階できつと監査をさせていただきま

す。その結果は、当然監査の報告書の中に書き込

みたいと思つております。

長官は、証拠を持つてこいというふうに盛んにお述べになります。私ども、なかなか警察の内部はうかがい知れません。すべて警察の内部から私どもに内部情報が出て初めて、やはりまだあるんだなど、先ほど市村さんの言われるとおりです、こんなもの、いつまでもやりたくないです。きのうも、国会の関係者は、鉢呂さん、警察にそんなやつて大丈夫かねと、会計検査院も私に真つ正直に、鉢呂さん、そんな警察に肩突いてとは言わなかつたけれども、大丈夫かね、こう言われたのであります。

しかし、これを正すのは、機密性が大変高い警

察のこういつた不正経理をきちんと正すのは、どこが正すんですか。国家公安委員会にその手を法

律的にはゆだねておるわけですが、まさに機能不全であります。私ども、国会で、警察に何

か後でしつべ返しをされるからといったようなこ

とで真実の究明をしないということは許されな

い、私はそういうふうに思つて、もう三年にもな

りますが、やつておるところでござります。

そこで、これも長官に聞きます。

これは財團法人北海道警察職員互助会寄付行為とい

う北海道の警察本部の規則であります。この種の

互助会というのは各都道府県警にあるというふうに聞いておるところであります。

時間があつませんから申し上げますが、目的は

三条に書いてあります。警察職員等の福利を増

進し、生活の安定を図るということを目的として
さまざまな運営がなされております。

事業は、四条に書いてありますように、「調査研
究」というのは大したことではありませんが、「警
察職員等に対する福利厚生に関する事業」「福利施
設の経営」「保険に関する事業」この三つが大きな
ものでござります。

資料はございませんか。次のページを見ていただきたいんですが、さまざまな福利厚生事業をやつておるところでございます。これはほんの一例でございまして、一番ボピュラーなのは、出産祝い金ですか、結婚祝い金、教育助成金等がございます。いろいろな会社でもこういうことがあります。るんだろうと思います。

そこで、これは自民党さんでも中川政調会長等が言つていて、この種の地方公務員の互助会で、税金が入つておながら、先ほど私が言つたような第二の退職金、そういうものに対しても金が一部入つたものから使われることについて、やはり問題ではあるのではないかということが自民党さんでも今問題になつております、あの悪名高い大阪市ですか、あそこはこういった助成金を取りやめるという形になつております。

長官、実は、こういった公金、税金が一部入っておるもので、こういった福利厚生施設、厚生事業、これに使われるというのではなく、時代としては、やはり廃止をするべき必要があるのではないか。もちろん、これは都道府県の事業でありますから、警察庁長官が言う権限はないということではなくて、一般論でもいいですから、一部、和歌山県警でもこれを廃止する、北海道警察でも、税金の投入、都道府県の補助というものをやめることで、そこも出てきておるわけであります。

私も全部は見ておりませんが、そういう都道府県ごとの警察職員の互助会に対する補助というのはほんどの県で残つておるというふうに思いますが、私に対する考え方、これに対するお答えをお聞かせいただきたいと思います。

○漆間政府参考人 今、鉢呂委員が財団法人の北海道警察職員互助会に関して言われた関係は、平成十六年度の時点だらうと思います。平成十八年度、今年度は補助金は一切入つております。したがいまして、平成十七年度までが補助金は入つておりましたが、この辺についてはだんだん減らされているというのが実情であります。

先ほどお話しになつたように、基本的には職員からの会費、これで運営をしているわけであります。そのうち、職員の結婚祝いだと死亡弔慰金などとか、やはりそういう警察活動を行うに当たつます。そのうち、職員の結婚祝いだと死亡弔慰金などとか、やはりそういう仕事ができるよう、それをしっかりとみんなの会費でやつていくこうというものについて、それは平成十七年度までは補助金が入つていましたから、それがすべて悪いんだと言われば、それはそういう御見解もあるうと思います。

私は、やはりそういうような互助組織があるといつても別に何にも悪いことはないと思いますし、民間の企業であつたってそれはそういうような互助をする機構がござります。私の友達も、まさにそういう大手の会社に入つてますけれども、当然のことながら、我々の互助会と同じようなものを持っております。したがつて、当然のこと

とながら、海の家だとかいろいろなものを持つて
いるということになるわけであります。したがつ
て、それだから問題であるというのはやはり言え

たもの、これは警察本部長がこの互助会の理事長になつておるようであります。会員から四億か五億集めたもので一億四千万も使われる。

ないと思います。

大臣、これは書いてありませんが、北海道警察署の捜査報償費は実は平成十七年度で国費と道費を合わせて約二億七千万程度です。これは当時の、十二、三年から比べると少なくなつたと思います。

○鉢呂委員 長官の答弁のとおりであります。
そして、この五ページを見ていただきたいんですが、税金が入らないで本当に警察職員の会費のみで運営されるとしたならば、この組織活性支援事業、この三番目、私の丸印を書いた三つの部会、二気防災、意見を聞き取力会議、二二二議會、

士気高揚、意見交換活動助成費、ここに書いたとおりでありますように、「会員の士気高揚に要する経費」、もう時間がありませんから私の方で述べますが、「警察行政推進上必要な部外との意見交換等に出席する経費の一部を助成する。」あるいは、捜査本部等激励助成費といふのは、「捜査本部事件等により過重な」ということで、捜査員を激励するために本部長が現地を慰問する際のその経費、これはその下の三番目もそうですが、あるいは、ここには書いておりませんが、警察官募集のためにここから、そのリクルートのための費用も出すことになつていています。本来は、これは業務上の扱いであります。

業務に使われるようなものはありません。そういう面では、私は、時代錯誤である、これもきちんと直すことが必要である。

激励をして打ち上げをした後に、激励費として飲み食いをさせておるようであります、飲めない人は全然あずかり知らないわけでありまして、そういうものが必要であればきちんと国費、都道府県費で出す、これが普通の姿ではないでしょうか。そういうふたところからも警察内部職員の不満といいますか、あるわけであります。

時間が終わりましたから、最後に、国家公安委員長からこの問題についてどのように考えるか、

」のむかであります。次の六ページを見ていただきたいんですが、こ
の大きな4の(2)のところにこれらの費用が載つて
おるわけであります。先ほど言つた士氣高揚・意
見交換活動助成費は何と一億円であります。先ほ
ど言いましたように、八億から七億程度の中で一
億円。あるいは、会員の供花とかそういうのは別
としても、先ほど言つた警察職員募集活動助成費
ですとか捜査本部等激励助成費を合わせれば、約
一億四千万程度がこの費用から出でるのであり
ます。

大臣、本来は業務上の扱いです。幾ら重労働、
過重警察業務と言なながら、会員相互から微収し

○漆原政府参考人 基本的に鉢呂委員の御指摘は私もわかりますが、これは、今度は補助金という税金が入らないのであれば、まさに会員の会費からやるわけでありまして、その会員の会費をどう使うかということに関して、基本的にこういう方向で使いましょうということで理事会でそれが承認されれば、普通、それに従つて運用がされるというわけであります。

別に、私は警察の組織にどっぷりつかっている人間でありますから、我々としては、捜査本部を長官でもよろしいですが、御答弁をいただきたいと思います。

やつているともう大変、ともかく毎日のようになると、それが激励するようなものを持っていくとか、あるいは、例えば、激励されない、酒が飲めない人間はおかしいじやないかと言われますけれども、では、結婚できない人間に、結婚の祝い金というのをほかの人間がもらって、自分はもらえない、そんなことはないわけでありまして、それに文句を言う人はだれもいないと思うんですね。

そのように、やはり内部で互助的に入らぬわけで、特に補助金がもう十八年度から入らないんですから、そういう意味でいけば、別に会員の会費をどういうふうに運用するかは、まさにその中の理事会等で決まつたことで、それが運用方針で行われば、私は、別にそれは何ら指弾されるものではないというふうに思つております。

○鉢呂委員 公務として行うものについて民間から寄附を受けてもいいというようなものになるわけでありますと、私は、時代おくれのものになつてきておる。これ以上は時間がありませんから、ぜひ再検討でこういうものを廃止するといふことを警察内部で検討していただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

午前中に続きまして、私は、警察の裏金不正経理問題について質問をしたいと思います。

この問題が発覚して大体三年近くになりますが、一部不適正な扱いを認めて返金したというのもありますけれども、裏金疑惑というのは結局のところ印象となつております。

昨年の十月二十六日に私が質問したときに、漆間長官の方から、ともかく説明責任が果たせる形で、不正経理問題があつたかなかつたかをきちんと県民に訴えられるというような形にしていきました。要するに、説明責任をきちんと果たせるようなものをやつていきたいということであります。

やつているともう大変、ともかく毎日のようになると、それが激励するようなものを持っていくとか、あるいは、例えば、激励されない、酒が飲めない人間はおかしいじやないかと言われますけれども、では、結婚できない人間に、結婚の祝い金というのをほかの人間がもらって、自分はもらえない、そんなことはないわけでありまして、それに文句を言う人はだれもいないと思うんですね。

た。

具体的には、これは国会とか地方議会とか、それから関係諸機関とか、マスコミ、そういういろいろな場面があるわけすけれども、そういうと

ころで、警察幹部の発言とかあるいは警察の対応を通じてきちんと説明責任を果たす、これが長官のこのときの意図しておられるところ、趣旨だろ

うものがやはり一番重要視されているわけでござりますので、警察も行政機関でござりますから、透明にしなきやならない部分はきちんと透明にしなきやいけませんし、何でここは開示できないと

あります。

○漆間政府参考人 まさに今、行政の透明性といふものがやはり一番重要視されているわけでござりますので、警察も行政機関でござりますから、透明にしなきやならない部分はきちんと透明にしなきやいけませんし、何でここは開示できないと

あります。

た。

<p>につくつたものなのかどうか。そういうものについても、もう調査は進んでいるとは思いますが、いずれにしても、基本的に、それだけじゃなくてそれ以外にもいろいろなものが出てるわけでござりますので、したがって、そういうものを全部まとめて、その関係で全体を一括して、できることがあれば処分までした上で報告できるという方向に持つていただきたいというふうに思っています。</p> <p>○吉井委員 この捜査報告書に関しては、もしそういう事実がなければ、全くでたらめなものであれば、そもそも謝罪に行かれるということはないわけですよ、謝罪を行つたということも実は四月のこの委員会で警察庁の方は認めておられるわけですから。</p> <p>ですから、これは全部があるいは九割方がどうかということは調べられるにしても、謝罪に行つたということは内容として事実があつたということですから、私は、やはりこういうことは、するといくんじやなしに、速やかに調査し、そしてきちんと説明責任を果たすということをやるべきだと思います。</p> <p>昨年の十月二十六日の警察の情報開示問題で長官に質問したとき、県の監査委員会に対する資料のマスキング問題について私は取り上げましたのが、そのときに長官は今のこと、要するに説明責任を果たすという方向で対応するという答弁でした、原則として特殊な事情がない限りマスキングはしないで出すということについてはもう既に指示しております。</p> <p>私はこのことについて、実はけさほど、列車警乗の問題について取り上げたんですが、二〇〇二年度については、一部マスキングした部分はありますが、一応こういう形で開示したわけですね。</p> <p>ところが、その二〇〇二年以降は、ですから、犯罪をもくろむ者が予測して臨んではいけないからというお話をありました。連続性という点では二〇〇二年以降はずっと開示ということになるんですけど、九年、六年も七年も前のものは、これ</p>	<p>からの犯罪をもくろむ者には余り役立たないんですね。</p> <p>しかし、これは民事で、そして被告になつての程度のマスキングなのに、全面マスキングなんですね。何でこんなおかしなことをするのかといふと、なぜかだつたんですが、逆に秘密主義がひどく長官の答弁なんですが、逆に秘密主義がひどくなっている、このことを取り上げたわけですね。</p> <p>それで、平成十四年、二〇〇二年以降はこの程度のマスキングだつたんです。マスキングしてもわざかだつたんですが、公共の安全と秩序の維持に支障がないと判断して開示したということです。</p> <p>ほかの分を開示しているんですね。九九年は全面黒塗りなんですが、捜査に支障がないということを提出した情報公開と同じ程度の開示で提出するというのは当然だと思うんですね、九九年度についても。年度がかわれば片方は開示しない、最近のものは開示するというのは筋が通らないわけであります。</p> <p>何でかといったら、午前中も答弁を伺つておると、要するに、ポイントは二つあるわけですよ。</p> <p>一つは、犯罪予防、捜査の相当の理由がある場合は非開示ということはできるわけですね、情報公開の方でも。ところが、さつきも言つた連続性という点では意味がないわけですし、それから、これを開示したところで問題が起るのかといつたら、実はその点では、列車業務基本計画という警察庁の文書にても、あるいは警察の組織と運営というものにしても、それについては、見る限り</p>	<p>かかるの犯罪をもくろむ者には余り役立たないんですね。</p> <p>しかし、これは民事で、そして被告になつての程度のマスキングなのに、全面マスキングなんですね。何でこんなおかしなことをするのかといふと、なぜかだつたんですが、逆に秘密主義がひどく長官の答弁なんですが、逆に秘密主義がひどくなっている、このことを取り上げたわけですね。</p> <p>私は、やはり、説明責任を果たすというあの長官の昨年の答弁からしても、先ほどのお話からしても、これは全く合わない。むしろ、それでは不透明な分を開示することはできないですから、この問題については、説明責任を果たすというのは、議会であろうと、裁判であろうと、マスコミであろうと同じだと思うんですね。</p> <p>だから、警乗旅費を支払つたというのなら、その資料を公開してみずから証明していく、裁判にかかるわっているものであれ何であれ、はつきり説明責任を果たすということが本来の筋だと思つます。</p> <p>○漆間政府参考人 先ほど吉井委員から、真っ黒に近いものが出来されたわけであります。これが、愛媛県警察が証拠保全に際して行つたマスキングについて、つまり、当該文書の提出義務が争われていたということを踏まえた措置で、マスキングを行うことについては裁判所の了承を得た上で実施したわけです。つまり、そのものがあつたかどうかの確認をするというこの証拠保全たたけで、裁判所の了承のもとでそれは全面マスキングをして出した。だから、それとの対比の関係でそうなつてゐるわけであります。</p> <p>だから、これは今訴訟で争われている話でござりますから、それは、その後、今度は訴訟でどういうふうに対応するのか、これはまた訴訟の推移を見ながら考へるということになります。</p> <p>したがつて、ほかと違つているという理由は、うときに、裁判で明らかにするまで秘匿しておくという意味が、こういう場合もあるかと思</p>
<p>す。</p> <p>○佐藤委員長 次に、泉健太君。</p> <p>○泉委員 民主党の泉健太です。</p> <p>長官には、きょう、お珍しくというか、この国会、内閣委員会にお越しいただきましたので、終わります。</p> <p>○佐藤委員長 次に、泉健太君。</p> <p>まず、私は、こうしてふだんは脊椎公安委員長の方にいろいろと答弁をしていただいているわけですが、国家公安委員会と警察庁の関係というのは一つ別組織でありますし、また、警察庁は警察庁として、全国の警察を見ているという意味からも、一つの意思を持つ大きな組織体というふうに考えておりまして、その意味では、やはり警察庁の意思、これを確認する意味でも、私は、長官において質問をさせていただいておりますけれども、やはり何より警察行政に関心があり、この内</p>	<p>ては御理解を願いたいと思います。</p> <p>○吉井委員 これは、裁判所が了承をした、しないの話じゃ全くないんです、裁判所が出しなさいと言つてもここまでしか出さなかつたというだけの話なんですから。この書類があるということを認めただけのことであつて、二〇〇二年度以降は全部出しているのに、あくまでもそれ以上出さない、それは説明責任を果たすことにならない。</p> <p>これから裁判の中で出すなら出すというのを認めただけのことであつて、二〇〇二年度以降は全部出しているのに、あくまでもそれ以上出さない、それは説明責任を果たすことにならない。</p> <p>私は、やはり、説明責任を果たすというあの長官の昨年の答弁からしても、先ほどのお話からしても、これは全く合わない。むしろ、それでは不透明な分を開示することはできないですから、この問題については、説明責任を果たすというのは、議会であろうと、裁判であろうと、マスコミであろうと同じだと思うんですね。</p> <p>だから、警乗旅費を支払つたというのなら、その資料を公開してみずから証明していく、裁判にかかるわっているものであれ何であれ、はつきり説明責任を果たすということが本来の筋だと思つます。</p> <p>○漆間政府参考人 先ほど吉井委員から、真っ黒に近いものが出来されたわけであります。これが、愛媛県警察が証拠保全に際して行つたマスキングについて、つまり、当該文書の提出義務が争われていたということを踏まえた措置で、マスキングを行うことについては裁判所の了承を得た上で実施したわけです。つまり、そのものがあつたかどうかの確認をするというこの証拠保全たたけで、裁判所の了承のもとでそれは全面マスキングをして出した。だから、それとの対比の関係でそうなつてゐるわけであります。</p> <p>だから、これは今訴訟で争われている話でござりますから、それは、その後、今度は訴訟でどういうふうに対応するのか、これはまた訴訟の推移を見ながら考へるということになります。</p> <p>したがつて、ほかと違つているという理由は、うときに、裁判で明らかにするまで秘匿しておくという意味が、こういう場合もあるかと思</p>	

閣委員会において我々は所属をし日々審議させていただいております。評価すべきところは評価をいたすと、そして改めなければならないところは改めるということでの質問をさせていただいていることを理解していただきながら、まず、せっかくですで長官の方に質問をさせていただきたいと思います。

我々内閣委員としては、長官と触れ合うときといふのは大変少ない状況にあります。もつともつと国会の審議にもお越しいただけるように私はまた与野党で協議をしていきたいなとううに思っているわけですが、せっかくこうしてお越しいただくのですから、長官のこれまでの年頭のごあいさつですとかあるいは記者会見というのもも少いいろいろ勉強させていただきました。

年頭には、警察職員そしてまたその家族に向けて年頭のあいさつというものを例年出されておりますし、こうして資料を読ませていただくと、ほとんど毎週、全国会議のようなものが各部局行われていて、そこでさまざまなお方針を伝える、そういう大切な仕事もされている。訓示もされていました。最近ですと、例えば取り調べの可視化の問題ですか、耐震偽装の問題あるいは拉致問題という問題について、長官みずからが会見の中で述べられたことが記事になるというケースも結構あるというようなところからも、やはり長官の考え方、また警察庁の方針ということを我々はもっとよく知らなければならぬ、まず知つた中で、そこからいろいろ分析をし、また提言もしていかなければならぬということを今感じているところです。

そういった中で、実は、ほとんど、私自身も勉強なもので、きょうのきょうまで余り知らないことがたつたことなんですが、長官自身は、過去の経歴、御経験からも、毎年特に力を入れておられる項目というのがあるんだということを私は気づかせていただきました。

例えば昨年ですと、性犯罪者の情報共有ということについて、どうしてもいろいろな訓示や年頭の審議にもお越しいただけるよう、あいさつといふのは総花的なものに見えてしまった、ことしも、例えば拉致という問題については私が入れられるということが一番最初の年頭の記者会見の中でもお話をあつたというふうにも思いました。

そういった意味で、こういった形で年に一つ、長官自身が特に思い入れを込めて取り組んでおられますのがあるのか、あるいは、そういうふうに思っているわけではありませんが、特に昨年、ことしとこういった発言をされているのか、まずちょっとお伺いをしたいと思います。

○漆間政府参考人 私は、国家公安委員会が終わりますと、国家公安委員会でどういうことが議論されたのかとということを含めまして、それを警察庁のクラブに属している方に、基本的にその内容をお伝えすると同時に、その際に、記者の方からいろいろ御質問を受けて、それでお答えをすると、いう形で、新聞記事等では定例会見でと出ていますが、記者会見ということじゃなくて、実は警察庁クラブの皆さんとの懇談の席で話しているわけあります。

特に、年頭のときは、基本的に警察庁としてどう考えるか、今後の警察運営はどうするかといふことを述べる一番大事なときだと思っていますので、私も、その懇談の場では、かなりいろいろ考へながら物をしゃべっているわけあります。

先ほど委員の御指摘にもありましたように、昨年は、性犯罪者に関するいわゆる出所情報の共有について、まさにそれがなされていないことがあります。そこで、まさにそれがなされていないことを述べるかどこのかは、これはマスコミが取り上げるかどうかというところに今はゆだねられている部分がありまして、その意味では、その思い、あるいは警察庁の方針といふものは、もっと我々国会に対しても一般の国民に対して、ぜひとも積極的にしっかりと発信をされないのではないかというふうに思つております。

時に、発信をされたものについて、我々も指摘をしたいこともありますし、意見交換を求めることもあるというふうには思ひますけれども、やはりその方針が警察、捜査機関だけではなく、国民にも伝わるということが私は非常に大切ではないのかなというふうに思つております。

それで、ことしは、実は私が申し上げたのは、勝負の年だという表現でマスコミの記事にはなつておりますけれども、やはり私は、一番大事なのは、私もずっと長い間拉致の問題に携わってきましたという経緯もございまして、それで、この拉致の問題を考えるに当たっては、北朝鮮に対して、確かに対話と圧力ということがござりますけれども、その圧力を担うのが警察機関であろうというふうに思つておりますから、ぜひとも拉致の問題に何らかの進展が出るような形で、北朝鮮が関与しているような事案について、これは積極的にやつていこうじゃないかということを警察庁のクラブの皆さんに話すと同時に、これは記者を見れば、都道府県警察の人間は、ああ、こういふ話をしたんだということがわかりますから、都道府県警察の者に向かつても、それは言つてゐるわけであります。

そういうことで、ことしは、今のところずっと北朝鮮に絡む事件と、いうのを非常に多く今摘発して、つい最近では、先ほど申し上げたよな質せい剤の問題もやつていて、そのを非常に多く今摘発して、ある意味で、年頭の警察庁記者クラブの皆さんとの懇談の席で申し上げたことが、ことし一番私としてやりたいと、いう部分を申し上げているわけであります。

○泉委員 漆間長官、そういう思いがある中で、しかし、やはり公安委員会の後の懇談の場でそれが話をされて、記者会見で伝わるかどこのかは、これはマスコミが取り上げるかどうかというところに今はゆだねられている部分がありまして、その意味では、その思い、あるいは警察庁の方針といふものは、もっと我々国会に対しても一般の国民に対して、ぜひとも積極的にしっかりと発信をされないのではないかというふうに思つております。

インターで検索をして、警察庁長官、会見というふうに検索をしますと、ほとんど新聞記者がやつておられるのは定例の記者会見ではございませんで、まさに警察庁のクラブの皆さんとの懇談の場で話していることであつて、記者との信頼関係の中でやりとりをしているという状況がござりますので、これについて、この懇談の性格を踏まえながら、やはり私としても、この御提案についてまたいろいろきちつとした検討をして、回答を出しとつております。

○泉委員 ありがとうございます。

ふうに思います。

その中では述べられていると思いますので、例えば、先ほど私は警察庁のホームページも改めて見させていただいたんですが、長官のいわゆる懇談会見もぜひ定例化をしていただきたいなというふうに思います。

それで、中身にも入らなければなりません。先ほど長官が、特にことし力を入れる、勝負の年だというふうにおつしやられた拉致の問題についてであります。

たしか、政府、内閣府の方でも、拉致問題特命チームというところがありまして、法執行班と情報収集会議というものを開かれる。その情報収集会議の中には長官にも入っていただいているということで、まさにこの取り組みが進んで、そして、特にことは、辛光洙に対する逮捕状ですとか、また、関係諸団体への捜索ということも含めて、大きな動きをされていると思います。

その意味で、現段階における進捗の状況を予想

からしてどう御判断をされているか、ほぼ半年

たったわけですが、現在のところの御見解を伺い

たいと思います。

○漆間政府参考人 拉致の問題といいましても、

基本的にはこれは事件の捜査に関するものであり

ますので、余り予断を与えるようなことを申し上

げるわけにはいかないと思います。

ただ、やはり私どもは、先ほど申し上げました

ように、北朝鮮に圧力をかけるという意味の作業

をしていくということが、北朝鮮が何らかの形で

それに対して別の取り組みをしなきゃならないの

ではないかとか、あるいは、拉致についても何ら

かの形でやつていかないとこのままでは済まない

などと思わせることができ、むしろそういうよう

な方向に持っていくことにしか、私たちは貢

献できません。

外交関係を持つて、我々が直接向こうの警察當

局と話をできるというようなものではございませ

んから、そういう意味でいきますと、かなり今の

ところは、いろいろな形で北朝鮮に圧力をかける

ような事件に着手して、それもまだ捜査が継続し

ております。今後も、各種事件に大いに取り組む

ように、都道府県警察を督励していくといふふうに思っています。

○泉委員 これはお答えいただける範囲で結構な

んですが、長官はたしか外事一課長のときに、金

先ほど長官が、特にことし力を入れる、勝負の年だというふうにおつしやられた拉致の問題についてであります。

たしか、政府、内閣府の方でも、拉致問題特命チームというところがありまして、法執行班と情

報収集会議というものを開かれる。その情報収集

会議の中には長官にも入っていただいているとい

うこととで、まさにこの取り組みが進んで、そし

て、特にことは、辛光洙に対する逮捕状ですと

か、また、関係諸団体への捜索ということも含め

て、大きな動きをされていると思います。

その意味で、現段階における進捗の状況を予想

からしてどう御判断をされているか、ほぼ半年

たったわけですが、現在のところの御見解を伺い

たいと思います。

○漆間政府参考人 拉致の問題といいましても、

基本的にはこれは事件の捜査に関するものであり

ますので、余り予断を与えるようなことを申し上

げるわけにはいかないと思います。

ただ、やはり私どもは、先ほど申し上げました

ように、北朝鮮に圧力をかけるという意味の作業

をしていくということが、北朝鮮が何らかの形で

それに対して別の取り組みをしなきゃならないの

ではないかとか、あるいは、拉致についても何ら

かの形でやつていかないとこのままでは済まない

などと思わせることができ、むしろそういうよう

な方向に持っていくことにしか、私たちは貢

献できません。

外交関係を持つて、我々が直接向こうの警察當

局と話をできるというようなものではございませ

んから、そういう意味でいきますと、かなり今の

ところは、いろいろな形で北朝鮮に圧力をかける

ような事件に着手して、それもまだ捜査が継続し

ております。今後も、各種事件に大いに取り組む

ように、都道府県警察を督励していくといふふうに思っています。

○泉委員 これはお答えいただける範囲で結構な

んですが、長官はたしか外事一課長のときに、金

賢姫元死刑囚の尋問というか、それにも携わって

おられたということをお伺いしていますので、あ

る意味、長期的にこの北朝鮮に対する監視という

会議の中には長官にも入っていただいているとい

うこととで、まさにこの取り組みが進んで、そし

て、特にことは、辛光洙に対する逮捕状ですと

か、また、関係諸団体への捜索ということも含め

て、大きな動きをされていると思います。

その意味で、ことしに入つて、大きく世の中も

動いてきた、警察の動きも活発になってきたとい

うところがあるんですねが、大半の国民にとって

は、これまで動かなかつた警察がようやく動いた

という認識をともすれば持っているんではないの

かなというふうにも思つております。その辺につ

いて、逆に長官のお立場から、これまで警察がど

ういう取り組みをされてきたのか、お伺いできれ

ばと思います。

○漆間政府参考人 私が拉致の問題に関与をしま

したのは、平成三年に警察庁の外事一課長になつ

てから以降であります。したがいまして、その前

からずっと拉致の問題については、警察としては

追いかけておりましたし、何とかこれを国民の皆

さんに認知していただきたいということで、必死な

努力をしてきたわけですが、残念ながら、

省庁との連携であつたり、また他国との連携とい

うことがあると思いますが、現時点で何か、お困

りにならっている点というとあれかもしれません

が、今後課題として残っている点というのがござ

いますでしょうか。

○漆間政府参考人 国内の関係では、やはり拉致

事件を要請することであつたり、あるいは他の

省庁との連携であつたり、また他国との連携とい

うことがあると思いますが、現時点で何か、お困

りにならっている点というとあれかもしれません

が、今後課題として残っている点というのがござ

ります。

○漆間政府参考人 事件を要請するに当たっては、先ほどの拉致問題

の特命チームというのもつくられておりますし、

大分やりやすくなってきたことは間違ひありません。

ただ、拉致の問題というのは、基本的に日本だ

けで解決できる問題ではありません。したがいま

して、やはり他国があるわけでありまして、他国

と協調して仕事をしていくべきやならないとい

う部分もあるわけで、そういう面でいきますと、こ

ちらが思つたとおりなかなか国際的な連携がで

きないという部分もあります。そういうところ

は、相手方もいろいろ説得しながら、我々として

も、そういうものを乗り越えて、国際的な協力関

係もより強化する方向に持つていただきたいと思つて

います。

○泉委員 拉致の問題はこの程度にしまして、あ

るに、三つ四つ、細かい点かもしれないが、しかし

大切な問題を指摘させていただきたいと思いま

す。

まず一つは、実は最近ずっと、この内閣委員会

で、大いに力を入れていきたいと思っています。

○泉委員 本当に、その意味で、今は、国民が大

きくこの問題に気づき、また今後の行方を見守っ

ているという状況があると思います。好意的に見

守つているという状況があると思いますので、ゼ

ひ警察の皆さんには、今後も全面解決に向けて一

層の努力を私はお願いしたいと思います。

そしてまた、特に、たしかイタリアから日本に

対して検査員が来られたり、あるいは日本から韓

国へ検査員を派遣したりということでの各国との

連携も出てきているというふうに思います。

そういう意味では、これからも、国民に対し

ての理解を要請することであつたり、あるいは他の

省庁との連携であつたり、また他国との連携とい

うことがあると思いますが、現時点で何か、お困

りにならっている点というとあれかもしれません

が、今後課題として残っている点というのがござ

ります。

それで、例えば四月二十八日の組織犯罪担当課

長等会議ですとか、五月九日の刑事部長会議なん

かでも、暴力団対策ということはお話しになられ

ていると思うんです、残念ながら、この国会で

議論されている準構成員ということについての言

及が、もちろん周辺ということで含まれていると

いうふうに思うんですが、直接的な言及はありませんでした。

そういう意味からも、私はぜひ、一般の人た

ちの中にある意味紛れ込んでいるこの準構成員、

そして、過去の国会の審議の状況を見てみます

と、与党のみならず野党も含めて、準構成員の取

り締まりをやはりしっかりとやついていただきたい

ということを質問で再三述べられていて、そして、

特にその中で注目すべきだというふうに私が思

いましたのは、議事録の中で、以前の佐藤長官が

「準構成員全体を取り締まつてはどうか」というこ

とでありますけれども、それはもう御指摘のとお

りでありますけれども、「中略いたしますが、『暴力団対

策法の適用は現時点では受けない』ということです

ので、これを受けられるようにしていただきたい

といふものでございます。」という形で、はつきり

と、組織としてはぜひ、この準構成員は枠組みの

中に入れてほしいんだというメッセージをいただ

いております。

その後、法改正には至つていませんが、

それでも受け継ぎながら、さらに一層、今はそういう

改めて、現在どのような御認識なのか、お伺いしたいと思います。

○漆間政府参考人 準構成員という概念は、なかなか広い概念でありまして、実は、暴対法の十二条の五に、準暴力的要件行為規定というのがござります。それは、指定暴力団員と特別な関係が存在する者が指定暴力団等の威力を利用して行うと言つていまして、このレベルまでいえば、いわゆる暴対法での対応ができるわけですが、実は、その準構成員というのは、もっとさらに広い概念であります。

実は、暴対法 자체というのは、つまり暴力団構成員というものに枠をかけて、それで、それに対して行政命令をかけるとか、行政命令に従わなければ罰則をする、そういう形で法律ができ上がつたがって、我々としては、今、原則として、構成員というのをもう少ししっかり調べた上で、ぜひ、これを暴力団構成員という形に認定ができるようを持つていて、あいまいなまでの準構成員という形にしないで、それを暴対法で対応できるようなランクまで我々のいわゆる情報収集によってやっていく、まずそれを先決にした。その後どういうふうにするかということについては、またいろいろ検討していくかと思っております。

○泉委員 国会は準備ができておりますのでとうと言つて、長い過ぎかもしませんが、この十年ほどで、準構成員まで含めた総数が約七千人ふえ、そして準構成員は約一万人以上増加をしているという状況であります。構成員の方は三千人ほど減つてはおりませんけれども、そういった事情をきつとみをいただきたいというふうに思います。

そして、私や、隣におります市村委員なんかは、昨年、民主党の治安・防犯対策のプロジェクトチームというのをつくつておりまして、そこで大変ニーズが高くて、物すごく希望があります。だからになつたことがありまして、日本の教育の中

での犯罪に対する教育はどうなつてゐるのかといふところの論点であります。

実は、いろいろ調べましたら、日本の高等教育においては、大学の学部・学科では一つも、犯罪学部、犯罪学科、あるいは犯罪心理学部、犯罪心理学科というものが存在をしておりません。これには、治安の悪化ですか精神的な防犯知識を私は大変ゆきしき事態だなというふうに思つております。専門的に教育を施す場所がない、また人を養成できる場所がないということが、結果的には、治安の悪化ですか精神的な防犯知識をこれから先に進めていくことができないという状況があるのでないかなというふうに思つております。

カリフォルニア大学には犯罪学部、フロリダ州立大学には大学院犯罪学部、すべてではありませんが、スヌックホルム大学には犯罪学部、シカゴ大学法科大学院には犯罪司法研究センター、ポートランド州立大学犯罪学部、メリーランド大学犯罪学部という感じで、いろいろな形でこういった高等教育機関がございます。

長官が大学を設立できるわけじゃありませんから、そういう意味で私がやりますということではありますけれども、こういった高等教育機関を、私はぜひ、やはり日本の国内でも整備していくといふふうに考えておりますが、長官の御見をいただけたらと思いま

す。

○漆間政府参考人 今の御提言は、大変私にとっては力づけられる御提言だと思っています。

確かに、現実に、高等教育機関にそういう学部はございません。今、我々としては、警察大学校の政策研究センターというのがございまして、そこで、大学の中でも、社会安全政策論等の講座が設けられている大学がございます。これはいろいろな大学がございますが、そことか、あるいは大学院もございます。そういうところに職員を講師として派遣するという形でやつておりますが、これは

くつてもいいぐらいじゃないかというふうに考えておられる先生方もおられると思います。

同時に、例えば地元の警察本部長も大学に行つて講義するとかいろいろな形でやつております。それから、警察行政の関係については、それだけそういうものについてどうお考えになるかとおもて、専門的に教育を施す場所がない、また人を養成できる場所がないということが、結果的には、治安の悪化ですか精神的な防犯知識をこれから先に進めていくことができないという状況があるのではないかなどいうふうに思つておられます。

カリフォルニア大学には犯罪学部、フロリダ州立大学には大学院犯罪学部、すべてではありませんが、スヌックホルム大学には犯罪学部、シカゴ大学法科大学院には犯罪司法研究センター、ポートランド州立大学犯罪学部、メリーランド大学犯罪学部という感じで、いろいろな形でこういった高等教育機関がございます。

その意味では、各大学で、例えば町づくりの観点から、環境問題と治安の関係とか、いろいろな角度からの視点というのを、やはりこれから民間の側からも私は重要じゃないのかなと思いますし、それこそ、警察組織内で先進的な犯罪に対する理論ですかを徐々に国民に普及させていかなければならぬという中での、中間的な民間の役割というのをこういう方々が果たしてくださるんじゃないのかな。

また、警察の中でもそういう知識を持たれている方々が積極的にいろいろな大学に出かけていて、先ほどおっしゃっていた大いたいのような講義をしたり学術交流を行う、私は非常にすばらしいことはないのかなと思っておりますので、ぜひひそな準備をしていただければというふうに思ひます。

長官へは最後になるんですが、一つ気にしていることがあります。それは、いわゆる犯罪の実態と国民の認識、先ほど長官がおっしゃられた体感治安ですかと、そういうものがやはり乖離をしているケースもあるのではないかなどいうふうに思つております。

その意味では、象徴的なことを一つ挙げさせていただきます。いただいたいですが、やはり少年犯罪、警察の方のさまざまな資料では、三つの波、ピークがあるという形でグラフをとらえる、戦後の犯罪の傾向をとらえるわけです。

それから、警察行政の関係については、それだけそういうものについてどうお考えになるかとおもて、専門的に教育を施す場所がない、また人を養成できる場所がないということが、結果的には、治安の悪化ですか精神的な防犯知識をこれから先に進めていくことができないという状況があるのではないかなどいうふうに思つておられます。

こういうような形でいろいろな人間関係をつくることによって、高等教育機関について、犯罪に関するところもあると思うんですね。

その意味では、各大学で、例えば町づくりの観点から、環境問題と治安の関係とか、いろいろな角度からの視点というのを、やはりこれから民間の側からも私は重要じゃないのかなと思いますし、それこそ、警察組織内で先進的な犯罪に対する理論ですかを徐々に国民に普及させていかなくては、逆に、警察の組織の勢力の適正配置ということも支障が出てくることがあるのですが、こういった乖離についても、これを是正していかなくては、逆に、警察の組織の勢力の適正配置ということも支障が出てくることがあります。内閣府の世論調査等を見ると、九〇〇%以上、ほぼ一〇〇%と言つてもいいぐらいの方が、少年犯罪はふえているというような認識を持つてしまっております。

もちろん、これにはマスコミ報道の影響もござりますので、警察が何かバイアスをかけていると、いうものではないというふうに思つておりますが、こういった乖離についても、これを是正していかなくては、逆に、警察の組織の勢力の適正配置ということも支障が出てくることがあります。内閣府の世論調査等を見ると、九〇〇%以上、ほぼ一〇〇%と言つてもいいぐらいの方が、少年犯罪はふえているというような認識を持つてしまっております。

もちろん、これにはマスコミ報道の影響もござりますので、警察が何かバイアスをかけていると、いうものではないというふうに思つておりますが、こういった乖離についても、これを是正していかなくては、逆に、警察の組織の勢力の適正配置ということも支障が出てくることがあります。内閣府の世論調査等を見ると、九〇〇%以上、ほぼ一〇〇%と言つてもいいぐらいの方が、少年犯罪はふえているというような認識を持つてしまっております。

もちろん、これにはマスコミ報道の影響もござりますので、警察が何かバイアスをかけていると、いうものではないというふうに思つておりますが、こういった乖離についても、これを是正していかなくては、逆に、警察の組織の勢力の適正配置ということも支障が出てくることがあります。内閣府の世論調査等を見ると、九〇〇%以上、ほぼ一〇〇%と言つてもいいぐらいの方が、少年犯罪はふえているというような認識を持つてしまっております。

その意味では、各大学で、例えば町づくりの観点から、環境問題と治安の関係とか、いろいろな角度からの視点というのを、やはりこれから民間の側からも私は重要じゃないのかなと思いますし、それこそ、警察組織内で先進的な犯罪に対する理論ですかを徐々に国民に普及させていかなければならぬという中での、中間的な民間の役割というのをこういう方々が果たしてくださるんじゃないのかな。

また、警察の中でもそういう知識を持たれている方々が積極的にいろいろな大学に出かけていて、先ほどおっしゃっていた大いたいのような講義をしたり学術交流を行う、私は非常にすばらしいことはないのかなと思っておりますので、ぜひひそな準備をしていただければというふうに思ひます。

長官へは最後になるんですが、一つ気にしていることがあります。それは、いわゆる犯罪の実態と国民の認識、先ほど長官がおっしゃられた体感治安ですかと、そういうものがやはり乖離をしているケースもあるのではないかなどいうふうに思つております。

をするとかやつてあるわけでありまして、やはりこここの部分は力を入れていかないと、場合によるところにうんと力を入れているからと、こういうところにうんと力を入れていてるということもあります。

刑法犯少年が減ってきてるということもあります。

総合的にいろいろなことを考えながら、確かに少年の問題は、いわゆる取り締まりとかそんなものじゃなくて、別の方に悪勢をシフトしたらいいじゃないかという御意見もあるうかと思いますけれども、やはり国家の将来を担う少年でござりますので、少年については、いわゆる補導の段階から含めて、やはりきちとした対応を警察としてやっていかないと、これは将来的にまた少年犯罪が大変ふえてしまうとかいうことになりますので、その辺のところは、全体をよく総合的に見渡しながら、どこに力を入れていくかということを判断していきたいと思っています。

○泉委員 全国の警察組織のトップでもある長官にきょうはお越しただきましたけれども、全国各地で、私の地元でもそうですが、さまざま、公休を使つたり非番の日を使って、地域でボランティア活動をしている大変すばらしい警察官の方々もおられます。

長官、御存じでしょう。委員の皆さんは御存じないかもしれません、「いかのおすし」という

警視庁が考えられた子供たちに対する標語でして、知らない人についていかない、車に乗らな

い、大きな声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせるとい

う文字の頭をとつて、「いかのおすし」というよう

な、防犯教室を各地で非番や公休を使って頑張っ

ている警察官もいるわけですね。

そういう全国で頑張っている警察官の方々に、最後に、長官、一言あつたらお願ひしたいと思ひます。

○漆間政府参考人 確かに、今、ボランティア活動をするという警察官もかなりふえててると

いうふうに思つています。

ただ、残念ながら、どのぐらいやつてあるのか

というのを警察庁としては把握しているという状況であります。

態にはなっておりません。それから同時に、ボランティア活動をしているということによつて何か

特典があるのかというと、これもまた、ないとい

う状況であります。

しかし、地道にボランティア活動をすることが

それぞれの地域の安全のために効果があるわけ

ございますので、やはりそういうことをやつてい

る人間に対しては大いにエールを送りたいと思

ますし、将来的にボランティア活動をどう位置づ

けるか、これもまたいろいろ検討してみたいと考

えています。

○泉委員 それでは、長官、これで、どうも済み

ません、長い間ありがとうございました。

○漆間政府参考人 アというか、警察官の地域でのボランティアです

ね。防犯ボランティアじゃなくて、警察官の地域

でのボランティアについて長官から話がありまし

た。最後、答弁でおつしやられていましたが、実

態の把握も今はできていないし、そして、何らか

それに対応してあげることもできないという

ことを話をされました。

これは、国としてはそういうことなんでしょう

けれども、各都道府県においてもそういう状況

だということによろしくであります。

○答掛国務大臣 防犯ボランティアは、昨年の暮

れで、約二万団体であります。(泉委員「防犯

ボランティアじゃなくて、警察官のボランティア

です」と呼ぶ)ええ、そう。はい、わかる。ですか

ら、そこに、防犯ボランティアにたくさん警察官

が入つてますよ。ですから、非常な勢いで

伸びてきておりますし、そういうものに素人だけ

ではなくて、専門的な人も入つていくというの

は大変有益なことだというふうに思います。

また、この間、松原小学校に行きました、小学

生の学生さんを、女性の警察官といわゆるスクーリガードをしている元警察官で、うまくコンビを

組みながら、誘拐、拉致されないよういろいろ

なことを指導しております。

ぜひそういうものを、緩くで結構であります

そういう点で、警察官、現職のボランティアも大切でありますし、またOBのボランティアも大変活躍

しております。

次に、先日、我々も提言をさせていただいたん

であります。

これはホームページですとお載せいただいて

いましたが、やはり、これまで審議があつて

いたんですが、

から一ヵ月程度後になつてようやくその中身が

表されるという状況でありますので、これはゼ

ひ、もう少し情報公開を高めていただきたい、迅

速化していただきたいということで、議事概要と

いうものは少し早目にお出しをいただけるとい

うふになりました。

それは大変ありがたかったわけですけれども、

この議事概要を出されるようになつてから、国民

の方から、例えば反論、批判であつても、あるい

は褒め言葉でもいいんですが、何かしらの反応と

いうのは公安委員会に寄せられましたでしょ

う。

次に、

ですが、またきょうは大島委員の方からも質問が

あります。

そこで、

お答えをいただきたい

と思います。

そこで、

お答えを

いたい

と思います。

そこで、

お答えを

</div

一方で反応がないということは、ある意味、まだ公安委員会そのものの存在、警察庁のホームページや警視庁のホームページというものは、恐らくもつともっとアクセスもあり、公安委員会よりも件数は絶対多いと私は思うんですね。その意味では、公安委員会という存在そのものをもう少し、ぜひ委員長、主導していただいて、国民の皆さんにも認知をしていただくことによって、また警察行政もより透明性が上がっていくことになるのではないかなどというふうに私は思つております。

の可視化ということについての御見解をいただきたいと思うんです。
○沓掛国務大臣 その点、警察という立場とまた法務省という立場がいろいろあるというふうに思っています。
まず、警察は、第一次捜査機関として事案の真相を明らかにすることが重要な責務でありますし、検察の方は、そういう出てきたものについて、公判的な面から、そういうものの維持していくというような面からの見方というものがあると思いますが、そこはまず一番最初の大きな違いだというふうに私は思っております。

が、次に、地域安心安全ステーションのことについてお伺いをしたいと思います。

数年前から始まって、現在、三百三十一団体といふことでよろしいでしょうか、指定をされていいる団体があると思いますけれども、この団体の活動ですかさまざまな実態調査、これはもう進んでいるんでしょうか。

◎菅掛国務大臣　これはかなり、いろいろ進んでおります。

まず、地域安心安全ステーションは、これはモデル的にあるところを選んで、そしてこの人たちでありますとさまざまな実態調査、これはもう進んでいます。

○竹花政府参考人 ちょっと突然のお尋ねだつた
ものですから平均値等はございませんけれども、
本年度選定をいたしました百地区の状況を見てみ
ますと、五名ないし十名というのもございます
し、それから、もう少し多い三十名程度のもの
で、三十一人というのもございます。そのような
数の構成員となつております。
なお、今お尋ねの、どれぐらいの経費を地域安
全安心ステーションモデル事業で一団体当たりに
出していられるのかということでござりますけれど
も、この百団体については、十八年度、無償で貸

よりわかりやすく、議事の中身について、また公
安委員会そのものについて、こういったホーム
ページですか各種媒体を使って周知広報をお願
いしたいということも要望として私は提案をさせ
ていただきたいというふうに思っております。
そして、次の問題なしだですが、先ほ
べ、長官の

被疑者の取り調べもその目的のために行ってい
るわけですが、そこで、警察における取り調べの
録音、録画については、一つには、被疑者との信
頼関係の構築が阻害されるのではないか、おそろ
がある。また二番目として、組織犯罪の検挙、情
報収集が困難となっていくのではないか。それか
ら、この問題は、もう二番目の問題であるべきだ
と、私は思っている。

の方で貸与してあげる、ジャンパーであるとか防寒具、あるいはいろいろな腕章などなどですし、また、こういう人たち自身が車を用意して、青色回転灯をつけて回つておられるなどなどしております。

このうちの特別なものについては、いわゆる指定をいたしまして、そして、今申し上げたよう

委員 もう既にこの指定団体というか実施団員となるものと承知をいたしております。

きっと御存じかというふうに思うんですが、特に今
の長官は非常に、いろいろとやる気みなぎる方
のようとして、いろいろな提言をされておられま
す。

されることになるというふうに考えております。この結果、事案の真相解明が困難となり、犯罪の検挙活動自体にも支障を及ぼすおそれがあるとうふうに考えております。

○泉委員 この取り調べの可視化という問題は、

ういろいろなものを貸与するという形でございまして、それなりの調査というものは進んでいるというふうに考えております。

いうのがございましたら紹介いただけますでしょ
うか。

発言されたり、拉致問題の発言があつたり、また
防犯カメラの運用について指針をつくるべきでは
ないかという提言がありまつたり、これはぜひ今
後、私も進めていただきたいというか、議員立法
も含めてこれはぜひやつていいのではないかとい
うふうに思つてゐるわけですが、その中の
一つで、やはり最近話題になつたのは、法務省
が、検察が取り調べの可視化を提言いたしまし

えは、やはり密室の中での自白の信憑性というものが裁判でも問われるケースが非常にふえてくる、また裁判員制度も始まるといつ中での両論の議論があるというふうに思つんですね。そういうった意味では、長官の会見はかなり明言をされたものですから、公安委員長、やはりそなたはぜひ慎重に検討をしていただく必要があるのかななどというふうに私は思つております。検討の余地はないということでは、これはやはり大切な議論を、国民からの要請にこたえられないのではないのかなというところも感じますので、ぜひそこは御配慮をお願いしたいというふうに思います。そして、たくさん問題があつて恐縮なんですが

な事業があるようでして、非常にややこしい話をされ
でありますけれども、警察の方は地域安全安心ステー
ションですね。はい。どうも済みませんでした。
こういった団体、さまざまな支援の形があると
思うんです。今おっしゃられたような、例えば防
塵衣ですかチョッキであったりブザーであったり
りということで支援がなされていると思うんです
が、これは、例えば一団体の所属人員が、平均で
結構ですが、大体どれくらいの規模なのか。また
あるいは、一団体に対する支援、これが大体幾ら
ぐらいなのか。お答えいただける範囲で結構です
ので、わかる、そういった団体の平均値みたいな
ものがありまいたらお答えいただきたいと思いま
す。

ロールをしているんだけれども、そのガソリン代を何とかしていただけないかといったような声を聞いております。それぞれ一ヵ所からですけれども、そのような声を聞いております。

○泉委員 ぜひ、やはり実際に活動してみて出てくる要望というのもこれからあると思いますので、なるべくその要望にはおこたえをいただけるよう御配慮をお願いしたいというふうに思いました。

そしてまた、今防犯ボランティア団体が全国に二万団体ということで、大変本当にありがたいことだと思います。犯罪がふえて治安に対する危機感が国民の中に高まつたから防犯ボランティアが

それに対して、警察庁長官が即座に、警察ではやらないということを明言されまして、これはいろいろとほかにも御意見はあるかと思うんですが、公安委員長の、警察の捜査に関する取り調べ

を、国民からの要請にこたえられないのではないのかなどというところも感じますので、ぜひそこは御配慮をお願いしたいというふうに思います。そして、たくさん問題があつて恐縮なんです

あるいは、一団体に対する支援、これが大体幾らぐらいなのか。お答えいただける範囲で結構ですので、わかる、そういう団体の平均みたいなものがありましたらお答えいただきたいと思います。

そしてまた、今防犯ボランティア団体が全國に二万団体ということで、大変本当にありがたいことだと思います。犯罪がふえて治安に対する危機感が国民の中に高まつたから防犯ボランティアが

ふえたんだと思うと、一概に全部を喜べるという
ものでは確かにはないんですが、しかし、今こうして、やはり国民の力で防犯ボランティアがふえて
いるというのは大変喜ばしいことだと思つております。

そういう中では、二万団体の中で現在三百三
十一団体の指定ということになつておりますの
で、私は、ぜひこれは、もちろん団体の性質、活
動実績というものをしっかりと問わなければならな
い、支援をするわけですから、そういう側面もあ
りますけれども、今後やはり指定数を伸ばしてい
ただきたいという思いがございます。五百団体な
り千団体なり、そういうふた計画をぜひお願ひした
いと思うのですが、現在どういった状況でしょ
うか。

○竹花政府参考人 現在三百三十団体をモデル
事業として指定いたしておりますのでござりますけ
れども、これは、国としては、あくまでも一つの
地域活動を促すモデル事業として実施をいたして
おるところでございますが、やはり三百三十一よ
りも五百の方がそうしたモデル事業としての効果
はあるわけでござりますので、また、地域からもも
っとたくさん指定していただきたいという希望を
もござります。

そういう要望も踏まえますとともに、またあわ
せて、地方自治体の方でもこうしたボランティア
団体に対する支援をいたしているところが格段に
ふえているものと承知をいたしております。

そういう兼ね合いもござりますので、今後のそ
うした推移を総合的に勘案いたしまして、私ども
の実施しておりますモデル事業もできるだけ拡大さ
する方向で努力をしていきたいというふうに考え
ております。

○泉委員 ありがとうございます。

来るのかもしませんが、とにかく今、全国各地区、多くの団体がそういった形で取り組んでおりますので、これからもそのモデル事業の制度を高めたいということからも、どうか指定をふやしていただきたいということは委員長にも私はお願ひをしたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、警察庁長官の会議での発言の中で、ことしの四月一日から始まつた公益通報者保護法ということについての言及がござります。

これは、もちろんこの内閣委員会で、たしかおとしだったでしようか、審議をいたしまして、この公益通報者保護法というものを成立させたわけですけれども、長官が、四月七日、全国首席監察官等会議というところにおいて、この公益通報者保護法の意味合いについて再確認をされております。そして、第三者的立場からのチェックを受ければつ国民の視点に立った厳正な監察業務を行うことは警察改革を推進する上で極めて重要なことですあります」ということで発言をしております。

この発言と、あと、国家公安委員会の中での議論の中で、この公益通報者保護法を警察組織にどう取り入れていくのかということが話題に合われております。たしか三月三十日だったと思います。

その中では、例えば警察庁、外部の弁護士を通報先として導入をするのかどうか、これが検討対象だというふうになつておりますが、今後、委員長、どのようにこの外部の弁護士を導入するかどうか決断をされていくのか、お答えいただきたいと思います。

○菅掛国務大臣 公益通報のこの施行は、ことしの四月一日から施行されたわけでございますが、警察庁の内部通報にかかる外部の窓口についていは、警察庁において、通報者の保護等の観点から、当該窓口が担う役割、当該窓口に委託する業務内容、当該窓口の委託先等について、内部通報の制度運用開始後の実態や内部通報をした者の意見、要望等を踏まえて、適切なあり方を検討していきたいというふうに考えております。

○泉委員 他省庁も今こういった外部の弁護士を導入するか否かということについては、ぜひ国民に見える形で決定をしていただきたいということを最後にお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 速記をとめてください。

○佐藤委員長 速記の中止

○佐藤委員長 速記を起こしてください。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、遺失物法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。査掛国家公安委員会委員長。

遺失物法案

〔本号末尾に掲載〕

○査掛国務大臣 ただいま議題となりました遺失物法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における遺失物の取り扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に関する手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化することをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、拾得された物件の返還及び売却のための手続に関する規定の整備であります。

その一は、警察本部長は、警察署長が公告をした物件が貴重な物件であるときは、他の警察本部長に通報することとするものであります。

その二は、警察本部長は、警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表することとするものであります。

その三是、警察署長は、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されているもの等について、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、売却することができます。

その四是、警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとするものであります。

第二は、施設において拾得された物件に係る手続の特例に関する規定の整備であります。

その一は、物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、書面を交付しなければならないこととするものであります。

その二は、施設占有者のうち、不特定かつ多数の者が利用するものは、その施設を利用する者の見やすい場所に物件に関する事項を掲示しなければならないこととするものであります。

その三は、施設占有者のうち、交付を受けた物件等が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができるものは、警察署長に届け出たときは、その物件を警察署長に提出しないことができることとするものであります。

第三は、拾得者等への所有権の帰属に関する規定の整備であります。

第四は、その他の規定の整備等であります。

その一は、遺失物法の表記を現代用語化して平易化することとするものであります。

その二は、都道府県公安委員会は、施設占有者に対して報告または資料の提出を求める事と、施設占有者がこの法律の規定に違反した場合等には必要な指示をすることができる事とするものであります。	第三章 費用及び報労金(第二十七条—第三十一条)
その三は、施設占有者が都道府県公安委員会の指示に違反し、またはこの法律の規定に違反した場合等の罰則規定を整備することとするものであります。	第四章 物件の帰属(第三十五条—第三十七条)
その四は、遺失者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を六ヶ月から三ヶ月に短縮することとするものであります。	第五章 雜則(第三十八条—第四十条)
なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。	第六章 罰則(第四十一条—第四十四条)
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。	附則 第一章 総則 (趣旨)
○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。	第二条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
次回は、来る三十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。	第三条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(誤って占有した他人の物)、他人の置き去つた物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。」をいう。
午後三時五十二分散会	第四条 この法律において「拾得者」とは、物件の占有を離れた者をいう。
遺失物法案	第五条 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者(他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者があるときは、その者を含む。)をいう。
遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の全部を改正する。	第六条 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であつて、その管理に当たる者が常駐するものをいう。
目次	第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
第一章 総則(第一条—第三条)	一 物件の種類及び特徴
第二節 拾得者の義務及び警察署長等の措置	二 物件の拾得の日時及び場所
第三条 準遺失物について(准遺失物に関する民法の規定の準用)	三 公告による警察署の名称及び所在地
年法律第八十九号)第二百四十条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。	四 警察署長による通報及び公表
第三節 施設における拾得の場合の特則(第三節)	五 警察署長による通報及び公表
	六 警察署長による通報及び公表
	七 警察署長による通報及び公表
	八 警察署長による通報及び公表
	九 警察署長による通報及び公表

を当該警察署の掲示場に掲示してする。

警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができます。

第四条 挑得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第五条 施設において物件(埋蔵物を除く。)第三節において同じ。の拾得をした拾得者、当該施設の施設占有者を除く。は、前項の規定にかかるらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

第六条 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行つた拾得者については適用しない。

第七条 警察署長等の措置 (書面の交付)

第八条 警察署長は、前条第一項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

(遺失者への返還)

第九条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

(公告等)

第十条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 公告の日付

三 公告による警察署の名称及び所在地

四 警察署長による通報及び公表

五 警察署長による通報及び公表

六 警察署長による通報及び公表

七 警察署長による通報及び公表

八 警察署長による通報及び公表

九 警察署長による通報及び公表

十 警察署長による通報及び公表

げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を

受けた物件(埋蔵物及び第三十五条各号に掲げられた物のいずれかに該当する物件を除く。)が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が

判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売している物であつて政令で定めるもの

二 その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物

3 前二項の規定による売却(以下この条及び次条において単に「売却」という。)に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

(廻分)

第十一条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項

に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができ

る。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

(返還時の措置)

第十二条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察署長は、拾得者の同意があるときに限

り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を告知することができる。

3 警察署長は、前項の同意を受けた拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

(照会)

第十二条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(第三節 施設における拾得の場合の特則)

(施設占有者の義務等)

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。

2 前節の規定は、警察署長が前項の規定による提出を受けた場合について準用する。この場合において、第五条中「前条第一項」とあるのは「施設占有者」と、第十一条第二項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者に係る提出の免除」

2 前項の施設占有者は、第七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(特例施設占有者に係る提出の免除)

第十七条 前条第一項の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの(以下「特例施設占有者」という。)は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件(政令で定める高額な物件を除く。)を第四条第一項本文又は第十三条第一項の規定により遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより、特例施設占有者に該当する物件を除く。)が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却(以下この条及び次条第一項において単に「売却」という。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

(書面の交付)

第十四条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があつたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

1 物件の種類及び特徴

2 物件の名称及び所在地並びに施設占有者の

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(施設占有者の留意事項)

第十五条 施設占有者は、第四条第二項の規定による交付(以下第三十四条までにおいて単に「交付」という。)を受けた物件については、第十三条第一項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもつて取り扱わなければならない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における掲示)

第十六条 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に第七条第一項各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

(特例施設占有者による遺失者への返還)

第十七条 特例施設占有者は、第十七条後段の規定により保管する物件(以下「保管物件」といふ。)を遺失者に返還するものとする。

(特例施設占有者による売却等)

第十八条 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、保管物件(第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却(以下この条及び次条第一項において単に「売却」という。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

(公告に関する規定等の準用)

第十八条 第七条、第八条及び第十二条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第七条第一項及び第五項並びに第十二条中「提出を受けた」とあるのは「第十七条前段の規定による届出を受けた」と、第七条第一項第二号中「場所」とあるのは「場所並びに第十七条後段の規定により当該物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

(公報に関する規定等の準用)

第十九条 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 特例施設占有者は、保管物件(第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が第九条第二項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第十八条において準用する第七条第一項の規定による公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

3 特例施設占有者は、前二項の規定による売却(以下この条及び次条第一項において単に「売却」という。)をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。

三五	第一類第一号 内閣委員会議録第十号 平成十八年五月二十六日
----	-------------------------------

属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該保管物件とみなす。

(特例施設占有者による処分)

第二十一条 特例施設占有者は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、保管物件について廃棄その他の処分をすることができる。

- 一 売却につき買受人がないとき。
- 二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。
- 三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

2 特例施設占有者は、前項(第一号を除く。)の規定による処分をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

(特例施設占有者による返還時の措置)

第二十二条 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

(特例施設占有者による帳簿の記載等)

第二十三条 特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に関し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(特例施設占有者の保管物件の提出)

第二十四条 第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者は、特例施設占有者でな

くなつたときは、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、保管物件を警察署長に提出しなければならない。

第十七条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、当該特例施設占有者が第十七条後段の規定により保管していた物件を警察署長に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に規定する合併後存続し、又は合併により設立された法人が引き続き特例施設占有者であるときは、この限りでない。

- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人
- 三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(報告等)

第二十五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特例施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができる。

(指示)

第二十六条 公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「代理人等」という。)が同一項に規定する額の二分の一の額の報労金を支払わなければならない。

3 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。

(費用及び報労金の請求権の期間の制限)

な指示をすることができる。

2 特例施設占有者又はその代理人等が、第二十一条第一項から第三項まで又は第二十一条の規定に違反して、保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとしたときも、前項と同様とする。

(拾得者等の費用償還義務の免除)

第二十九条 第二十七条第一項の費用及び前条第一項又は第二項の報労金は、物件が遺失者に返還された後一箇月を経過したときは、請求することができない。

(第三章 費用及び報労金)

(費用の負担)

第二十七条 物件の提出、交付及び保管に要した費用(誤つて他人の物を占有した者が要した費用を除く。)は、当該物件の返還を受ける遺失者又は民法第二百四十条第三条において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二百四十四条の規定若しくは第三十二条第一項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とする。

2 前項の費用については、民法第二百九十五条から第三百二条までの規定を適用する。

(報労金)

第二十八条 物件(誤つて占有した他人の物を除く。)の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格(第九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により売却された物件にあつては、当該売却による代金の額)の百分の五以上百分の二十以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない。

2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、同項の規定にかかるず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ同項に規定する額の二分の一の額の報労金を支払わなければならない。

3 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の公法人は、前二項の報労金を請求することができない。

(施設占有者の権利取得等)

第二十三条 第四条第二項に規定する拾得者が、その交付をした物件について第三十条若しくは前条第二項の規定により権利を放棄したとき又は次条第三号に該当して同条の規定により権利を失つたときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなして、民法第二百四十条の規定並びに第三十条並びに前条第一項本文及び第二項の規定を適用する。この場合において、第三十条中「警察署長(第四条第二項に規定する拾得者にあつては、施設占有者)」とあるのは、「警

(費用請求権等の喪失)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、第二十七条第一項の費用及び第二十八条第一項又は第二項の報労金を請求する権利並びに民法第二百四十条若しくは第二百四十二条第一項の規定により所有権を取得する権利を失う。規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利を失う。

一 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者

二 拾得の日から一週間以内に第四条第一項の規定による提出をしなかった拾得者(同条第二項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施設占有者を除く。)

三 拾得の時から二十四時間以内に交付をしなかつた第四条第二項に規定する拾得者

四 交付を受け、又は自ら拾得をした日から一週間以内に第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしなかつた施設占有者(特例施設占有者を除く。)

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から二週間以内(第四条第一項ただし書及び第十三条第一項ただし書に規定する物件並びに第七条前段の政令で定める高額な物件にあっては、一週間以内)に第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしなかつた特例施設占有者(第十七条前段の規定によりその提出をしないことができる場合を除く。)

第四章 物件の帰属

(所有権を取得することができない物件)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十二条若しくは第三十二条第一項の規定による所有権を放棄した場合又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得することができない。

一 法令の規定によりその所持が禁止されいる物(法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であつて政令で定めるものを除く。)

二 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)

三 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録

四 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録

五 個人情報データベース(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人情報データベース等をいう。)が記録された文書、図画又は電磁的記録(広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。)

(拾得者等の所有権の喪失)

第三十六条 民法第二百四十条若しくは第二百四十二条第一項の規定により物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から二箇月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失う。

(都道府県への所有権の帰属等)

第三十七条 物件(第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。)について、すべての遺失者が、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

第三十八条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができるもの。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定め

一 警察署長 当該警察署の属する都道府県(第三十五条第一号に掲げる物に該当する物にあっては、国)

2 二 特例施設占有者 当該特例施設占有者 警察署長は、第四条第一項又は第十三条第一項の規定による提出を受けた物件のうち、第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したときは又は第七条第一項の規定による公告をした後三箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

3 三 特例施設占有者は、保管物件のうち、第三十五条第一号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したときは又は第十八条规定による準用する第七条第一項の規定による公告をした後三箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

4 四 第二十三条第三項又は第二十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかつた者 第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五章 雜則

(権限の委任)

第三十八条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができるもの。

(経過措置)

第三十九条 第三十七条第三項の規定に違反した者 第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十四条第二項の規定に違反して物件を提出しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

る。

第六章 罰則

第四十一条 第二十六条の規定による指示に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十条第三項又は第二十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかつた者 第二十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第二十四条第一項の規定に違反して保管物件を提出しなかつた者 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは虚偽の資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは虚偽の資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第二十五条第二項の規定に違反して、報告若しくは虚偽の資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七条第三項の規定に違反した者 第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則

(経過措置)

第二条 改正後の遺失物法の規定及び次条の規定による改正後の民法第二百四十条の規定は、この法律の施行前に拾得をされた物件又は改正前の遺失物法(以下「旧法」という。)第十条第二項の管守者が同項の規定による交付を受け、若しくは同項の占有者が同項の規定による差出しを受けた物件であつて、この法律の施行の際現に

旧法第一条第一項又は第十二条第一項(これら)の規定を旧法第十二条及び第十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により警察署長に差し出されていないものについても適用する。

2 この法律の施行の際現に旧法第一条第一項又は第十二条第一項の規定により警察署長に差し出されている物件については、なお従前の例による。

(民法の一部改正)

第三条 民法の一部を次のように改正する。

第二百四十条中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」を「遺失物法(平成十八年法律第八十七号)」に、「六箇月」を「三箇月」に改める。

(当せん金付証票法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」を「遺失物法(平成十八年法律第八十七号)」に改める。

一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四十四号)第十二条の二第一項

二 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十七条第二項

三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第十九条第一項

(文化財保護法の一部改正)

第五条 文化財保護法(二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一百条第一項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」第十三条で準用する同法第一条第一項」を「遺失物法(平成十八年法律第

第四条第一項に改め、同条第三項中「第十三条において準用する同法第一条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第一百一条中「第十三条で準用する同法第一条第一項」を「第四条第一項」に、「差し出された」を「提出された」に改める。

第一百八条中「第十三条の規定」を削る。

理由

最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年六月九日印刷

平成十八年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D